

## 特記仕様書

業務名称

08－三宮CS東地区令和8～11年度建築工事監督業務

令和8年5月

独立行政法人都市再生機構 西日本支社  
技術監理部 企画第1課

## 第1章 特記仕様書総則

### 1-1 適用

本特記仕様書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が委託する、次の監督等業務について適用する。

業務件名：08-三宮CS東地区令和8～11年度建築工事監督業務

### 1-2 履行期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日

### 1-3 履行場所

兵庫県神戸市中央区雲井通八丁目他

なお、特記仕様書に記載されていない事項は、「工事監督業務委託標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）及び別添1「工事監督業務委託共通仕様書(Ⅱ）」（以下「共通仕様書」という。）による。

## 第2章 業務仕様

標準仕様書第2章「工事監督業務の内容」に規定する項目の他、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書及び標準仕様書の定めによる他、担当職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに担当職員と協議するものとする。

### 2-1 業務の目的

受託者は、機構が契約する対象工事（建築、電気設備、機械設備（昇降機設備含む。))が工事受注者によって完全に履行されるよう、仕様書その他の定めに従い工事監督業務を行う。

### 2-2 監督対象工事

監督①	工事件名	08-三宮CS東地区JR三ノ宮新駅ビル南デッキ整備工事
	工事場所	兵庫県神戸市中央区雲井通八丁目
	工事概要	【歩行者デッキ（Bデッキ）】 ・橋長102m、橋脚7基、歩廊（道路付属物・鉄骨造・1階建て）、エスカレーター6基、仮設工一式 ※本業務における工事監督業務対象はBデッキに係る以下の工種である。 ・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・昇降機設備工事
	工事期間	令和8年6月上旬～令和10年11月30日（予定）
	備考	本工事は、機構が、07-三宮CS東地区JR三ノ宮新駅ビル南デッキ整備工事（土木工事）及び監督②工事と併せた計3件の工事を枠組み協定一括入札方式により工事発注を行っているものである。

監督②	工事件名	07-三宮CS東地区税関線横断デッキ整備その他工事
	工事場所	兵庫県神戸市中央区雲井通八丁目他
	工事概要	【歩行者デッキ（Aデッキ）】 ・橋長40m、橋脚8基、歩廊（道路付属物・鉄骨造・1階建て）、

		エレベーター1基、仮設工一式 ※本業務における工事監督業務対象はAデッキに係る以下の工種である。 ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事 ・ 昇降機設備工事
	工事期間	令和7年12月9日～令和12年3月31日 (建築工事は、令和10年10月頃～工場製作開始予定)
	備考	本工事は、機構が、07-三宮CS東地区JR三ノ宮新駅ビル南デッキ整備工事(土木工事)及び監督①工事と併せた計3件の工事を枠組み協定一括入札方式により工事発注を行っているものである。

## 2-3 工事監理に関する業務

### 1) 工事監理基準の策定

受託者は別紙1「特に報告を求める事項」の他、工事監理に関する事項について、別紙2「工事監理標準」を参考に、工事監理基準を定め、別添3「監督業務実施計画書」に「工事監理基準」として添付し、担当職員の確認を受ける。工事監理に係る確認方法、頻度等の業務量については受託者の責任において決定されるが、「工事監理標準」と比較して明らかに業務内容及び業務量等が適切でないと感じた場合、担当職員が判断した場合、管理技術者に対し、対象工事に係る工事監理の妥当性について説明を求める場合がある。

### 2) 工事監督方針の説明等

#### イ. 工事監督方針の説明

工事監督方針は対象工事の契約内容と整合の取れたものとし、工事監理基準の具体的な内容についても併せて担当職員の確認を受ける。

#### ロ. 工事監督方針変更の場合の協議

業務開始後、当該工事監督業務が対象工事の請負契約遂行にあたり、適当でないと感じた場合、URが判断した場合、受託者に対し、工事監督方針の変更、是正を求める場合がある。

### 3) 設計図書の内容の把握等

#### イ. 設計図書の内容の把握

#### ロ. 質疑書の検討

### 4) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

#### イ. 施工図等の検討及び報告

a 検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

b 「特に報告を求める事項」に係る部分に関する施工図について、特に留意して検討を行うこととする。

c 施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。

#### ロ. 工事材料、設備機器等の検討及び報告

「特に報告を求める事項」について、特に留意して行うこととする。

### 5) 施工状況等の確認

管理技術者は、工事受注者の施工状況及び施工体制の確認を行い、その結果を「業務内容報告書」に記録し担当職員に報告する。

### 6) 工事と設計図書との照合及び確認

イ. 設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事受注者等から提出される品質管理記録等の確認のいずれかの方法で行うこととする。

a 「特に報告を求める事項」について、特に留意して行うこととする。

b 標準仕様書第2章1(1)イ(ロ)に定める「確認対象工事に応じた合理的方法」については「工事監理ガイドライン」(平成21年9月1日国土交通省住宅局策定)、及び「実務者のための工事監理ガイドラインの手引き」(公益財団法人建築技術教育普及センター編集)による。

ロ. 受託者は、その指示により工事受注者等に品質管理報告書を作成させる場合は、必要に応じてこれを確認するものとする。

### 7) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

イ. 受託者は、「特に報告を求める事項」の内容について、その結果を別添4中、2(2)に示す工事監理基準に基づく確認報告を標準とした書式に記載し、担当職員に報告する。また、その他の結果についても別添4にて報告を行うこと。

なお、監理結果を記入する様式及び報告の方法等については、予め担当職員に確認を受けること。

ロ. 受託者は、工事受注者に品質管理に関する報告書等を作成させた場合は、必要に応じてこれを確認するものとする。

8) 監督業務処理結果報告書等の提出

イ. 受託者は、担当職員と業務の処理に係る協議を行い、承諾あるいは指示を受けた場合はその都度、「業務打合せ記録簿」を作成し、1部を担当職員に提出して確認を受けなければならない。

ロ. 受託者は監督業務の履行日毎に「監督業務処理結果報告書」を作成し、担当職員の要求のある都度速やかに提出し確認を受け、業務完了後、担当職員に提出する。なお、建築設備士については、必要に応じて受託者自ら選任するものとし、工事監理状況報告書等についても、必要に応じて作成する。

9) 施工プロセスのチェックシートの作成

イ. 受託者は、工事管理の結果について「施工プロセスのチェックシート」を作成する。記録の頻度は1回/月程度とする。施工プロセスチェックシートは検査毎に総括監督員・検査員の求めに応じて提出し、工事完了後速やかに「業務処理結果報告書」に添付するとともに、総括監督員に送付するものとする。

なお、記録においては客観性、透明性が要求されることから、工事受注者に対し助言、指示、指導を行った場合には、記録の頻度にかかわらず、内容・日付・対応状況について正確に記録すること。

## 2-4 その他の業務

1) 工程表の検討及び報告

受託者は、同一工区内で現場説明書に記載の関連工事がある場合には、互いの工事の進捗に影響が出ないように、当該工事の受注者及び監督員と調整を行うこと。

2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

3) 工事と工事請負契約(設計図書に関する内容を除く)との照合、確認、報告等

イ. 工事と工事請負契約との照合、確認、報告

ロ. 工事請負契約に定められた指示、検査等

ハ. 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

4) 公共団体等との協議・説明等

管理技術者は、担当職員の指示に基づき、地元説明及び公共団体等(監督対象の工事目的物の将来管理者)へ説明を行う。結果については、速やかに担当職員へ報告を行うこと。

管理技術者は、担当職員の指示に基づき、特に、次に示すイ~ホについて、監督対象工事の契約内容(契約図面等)に基づき公共団体等へ説明等を行い、対象工事が円滑に行われるよう努めなければならない。

イ. 地元地権者及び関係者に対して、工事施工段階毎の説明を行う。なお、説明の時期等は、工事工程を勘案し、工事監督計画書に記載すること。なお、突発的な事象、苦情等に関しては、随時対応すること。

ロ. 工事目的物の将来管理者による確認・検査等、公共団体との日程調整及び現地立会い。

ハ. 関係法令に基づく官公署その他関係機関の確認・検査に係る、担当職員と工事受注者との調整。

工事受注者が作成する検査に必要な資料に係る指示、及び検査の立会い。

ニ. 監督対象工事エリアには作業スペースや施工時間帯等について密な調整を必要とするような輻輳工事が多数あり、また、今後輻輳工事が発生することも考えられる。このように近隣工事等と輻輳する場合は、各工事の主体と、工程調整及び現地立会いを実施する。また、その結果について担当職員へ報告するとともに、各工事受注者へ通知する。

ホ. 監督対象工事間の工程調整及び現地立会いを実施し、これらの調整結果を各工事受注者へ通知する。

5) 関係機関の検査の立会い等

イ. 主任監理員は、主事検査等(中間及び確認検査を含む)に立会い、確認等をするものとする。

ロ. 検査確認等に係る補修工事は対象工事に含むものとする。

6) 完成図の確認

- イ. 設計図書のためにより工事受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を担当職員に報告する。
- ロ. 前項の確認の結果、適切でない認められる場合には、工事受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を担当職員に報告する。

7) その他

- イ. 受託者は、各種会議等へ出席するものとする。
- ロ. 総合評価対象工事について、主任監理員は、工事受注者がURと交換した「施工計画・技術提案の履行に係る覚書」を工事受注者より提出させ、総合評価方式における採用提案内容の実施状況を確認し、「施工計画に係る実施状況の確認書（チェックリスト）」により、担当職員へ報告するものとする。
- ハ. 社会保険等未加入対策について（別紙3）
  - a 受託者は、工事受注者から提出される施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、「社会保険等未加入建設業者」に該当するか否かの確認を行う。
  - b 「社会保険等未加入建設業者」に該当する下請負人が確認された場合、受託者は別に定める業務を実施することとなるので、受託者は担当職員の指示に従い、工事受注者に対し適切な措置が講じられるよう協力すること。
- ニ. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - a 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - b 上記aにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により委託者に報告すること。
  - c 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。
- ホ. 受託者は、「個人情報等の保護に関する特約条項」を契約書と併せて同日付で締結し、これに基づき個人情報等を適切に取り扱うこと。
- ヘ. 法令等に基づく届出等について
  - a 受託者は、当該物件における法令等に基づく届出等の必要があるものについて、工事受注者等より、別紙4「法令チェックリスト」を、施工計画書等と併せ、当該工事着手に必要な時期までに、提出させ、届出手続等に係る作業の役割分担・提出期限等について、着工前会議において工事受注者、受託者、発注担当課で相互に確認すること。建設リサイクル法に基づく通知、景観法等に基づく届出等には、特に注意して確認すること。
  - b 確認が終了した届出チェックリストについては、担当職員及び対象工事発注担当課に提出する。
  - c 当該工事が建設リサイクル法の対象となる場合、受託者は同法第 11 条に基づく通知の完了を確認し、確認後でなければ工事着手を認めてはならない。建設リサイクル法における工事着手とは、一連の工事の端緒となる仮設（仮囲い含む）、掘削、内装解体等を、工事現場の敷地内で始めた時点をいう。
  - d 当該工事が景観法の対象となる場合、受託者は同法第 16 条5項に基づく通知の完了を確認し、その通知の完了日から 30 日を経過した後でなければ「行為の着手」を認めてはならない。ただし景観行政団体が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、その期間を短縮してよい。「行為の着手」の定義については、各景観行政団体の取扱いによるものとする。
  - e 工事期間中は届出チェックリストの届出等の提出予定日までに当該届出等が提出されているか、定例会議等において届出手続等の提出期限等について、工事受注者、受託者、発注担当課で定期的に相互に確認し、提出されていない場合は、担当職員及び対象工事発注担当課に報告する。
  - f 工事完了時は届出チェックリストの全ての届出等の提出を確認し、担当職員に報告する。
- ト. 安全管理等
  - a 受託者は、現場における安全対策方法、その他の規則については関係法令等を厳守するとともに、工事受注者に対してもこれらを遵守させるよう指導、監督しなければならない。
  - b 受託者は、工事現場における事故等、緊急の連絡体制を明確にし、事故等発生した場合は担当職員へ連絡すること。

- また、長期休暇（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始）前に、現場状況及び緊急連絡網等の現場体制を確認し、その結果を休暇体制報告書（様式任意）として取りまとめること。
- c 受託者は、工事が3日以上休止となる場合及び台風をはじめとする自然災害が発生するおそれがあるときは、仮設等に係る安全対策を確認し、担当職員へ報告すること。
  - d 受託者は、対象工事工区内もしくは付近のUR発注以外の関連工事がある場合には、当該工事の責任者を含む責任体制及び緊急の連絡体制を対象工事発注担当課から入手し、事故等発生的事实を認識した場合には、対象工事発注担当課に連絡すること。
  - e 受託者は、監督対象工事及び関連工事が労働安全衛生法に規定される一定規模以上となる場合は、統括安全衛生責任者の選任について指導し、管理体制等の必要資料の届出を受け、業務内容報告書により担当職員に報告すること。
  - f 管理技術者は、業務に先立ち、機構が実施する現場一斉点検の内容に基づき、現場点検業務計画書を作成のうえ、担当職員に提出し承諾を得なければならない。  
また、管理技術者は、日常の現場の巡回点検実施計画書を作成のうえ、担当職員に提出し承諾を得なければならない。また、日常の巡回点検の結果、異常個所を確認した場合は「業務内容報告書」により、担当職員に状況を報告するとともに、応急処置及び補修計画の立案を行う。
- チ. 受託者は、監督する工事に設計変更が生じた場合は、受託範囲における変更資料を作成し担当職員に提出しなければならない。
- リ. 受託者は、URと協力の上、自治会・店舗所有者・近隣居住者等に対する工事説明（工事説明会の実施、並びにそれに係る準備・資料の作成など）並びに施工中の問合せ等について対応を行う。
- ヌ. 万一事故（人身・物損）が発生した場合には現場に急行し、工事受注者への指導など臨機の措置を講じること。
- ル. 受託者は、工事受注者から提出される保険関係成立届（写）※を確認し、労災保険関係成立票と突合確認を行い、担当職員へ報告すること。  
※ または労災保険加入証明書等、労災保険関係成立票の内容を確認出来るもの。
- ヲ. 受託者は、「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を契約書と併せて同日付で締結し、これに基づき外部電磁的記録媒体を適切に取り扱うこと。
- ワ. 受託者は、屋外で喫煙を行う場合は、対象工事により設置された屋外喫煙所で喫煙を行うこと。  
対象工事により設置した監督員事務所内で喫煙を行う場合は、基準適合室内で喫煙を行うこと。
- カ. 週休2日促進工事（発注者指定方式）について
- a 本業務の対象工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）の工事によるものである。
  - b 対象工事における週休2日の考え方は、以下のとおりである。
    - (a) 「週休2日」とは、すべての月で4週8閉所以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
    - (b) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、準備期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
    - (c) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
    - (d) 「4週8閉所以上」とは、対象期間内のすべての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
    - (e) 「本工事の週休2日に掛かる費用については、4週8閉所以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の達成を前提に補正係数を乗じて補正している。現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8閉所に満たない場合は、補正係数を通期に変更する。通期の4週8閉所に満たない場合は、補正係数を除いて変更する。
  - c 工事受注者より、現場閉所日について協議依頼があった場合、協議に応じ、必要に応じてURが発注する同一及び近接工区の工事との調整等を行うものとする。
  - d 受託者は、工事着手前に、工事受注者が作成した週休2日の取得計画が確認できる現場閉所

予定日を記載した「実施工程表」等の確認等を行うものとする。なお、同一工区内にURが発注する他工事の受注者がいる場合には、互いの工事の進捗に影響が出ないように調整がなされた「実施工程表」であるか確認するものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、工事受注者が見直した「実施工程表」等の確認等を行うものとする。

- e 受託者は、工事受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」、「現場閉所届（休工届）」、「取得報告書」等により、対象期間内の現場閉所日数の確認等を行うものとする。また、工事完了後は、工事受注者が作成した週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」等により、週休2日の達成状況を確認するものとする。
- f 受託者は、週休2日促進工事である旨が、仮囲い等に明示されているか、確認等を行うものとする。
- g 現場閉所が困難となった場合には、受託者は工事受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議するものとする。なお、工事受注者より、幹事工区の実施方法について協議依頼があった場合、協議に応じ、必要に応じて関連工事との調整等を行うものとする。
- h 本業務は週休2日促進工事（発注者指定方式）の実施によるものであるため、受託者は、発注者が工事中及び工事完成後に必要に応じて行う調査に協力するものとする。

タ. 建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行について

- a 本業務の対象工事は、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）の活用を図るため、工事受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を協議した上で、CCUSに対象工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、発注者がその達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事によるものである。受託者は、工事着手前に、工事受注者が作成したCCUSの活用の取組の希望の有無を記載された工事打合書等を確認するものとする。なお、工事受注者がCCUSの活用の取組を希望しない場合、受託者は、b、d、eに規定する義務を負わない。

- b 受託者は、工事受注者による建設キャリアアップカードのカードリーダーの設置を確認するものとする。

- c 本特記仕様書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内のものを除く。
- ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
- ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
- ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
- ・平均登録事業者率：dに定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
- ・平均登録技能者率：dに定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・平均就業履歴蓄積率：dに定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

- d 受託者は、工事受注者から、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、6月、9月、12月、3月の3か月毎に1回の頻度で計測結果の報告を受け、その結果について確認（※）するものとする。

※ 初回の確認は、工事の始期から半年後とする（例：5月が、工事の始期であれば、半年後を越えた12月末の計測が、最初の報告対象となる）。

ただし、著しく工期が短い場合は、工事受注者と協議の上、全体工期の中盤及び終盤の最低2回計測結果の確認を行うこととする。

なお、具体的な計測日は、工事受注者と協議の上で決定するものとし、工事受注者から報告を受ける計測結果については、工事受注者が作成した「建設キャリアアップシステム登録状況報告書〇月分」に示す項目を網羅できているかを確認の上、発注者へ提出すること。

- e 受託者は、工事期間中において、平均登録事業者率50%、平均登録技能者率30%、平均就業

履歴蓄積率 20%のいずれかが未達成の場合、工事受注者から、未達成の項目、要因及び改善策の報告を工事完成検査終了後 14 日以内に受けること。その報告内容は、確認後、発注者へ提出すること。

f 本業務の対象工事は、試行実施対象の工事であることから、必要に応じて発注者が工事中及び工事完成後に行う調査に協力するものとする。

g 工事受注者との情報共有対応

・受託者は、工事受注者が情報共有上使用するオンラインストレージ等に対し、工事受注者と協議の上アクセス可能なよう対応すること。

・用意したタブレットについては担当職員に報告すること。

レ. 資料作成の協力について

受託者は、監督対象工事に係る基礎資料作成に協力すること。なお、下記に示す項目は参考である。

(参考)

- ・建設副産物調査
- ・C R E D A S
- ・グリーン購入法調達実績
- ・環境マテリアル
- ・施工実態調査（歩掛調査）
- ・諸経費動向調査

## 2-5 業務の実施体制等

### 1) 適用基準等

本業務に以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は対象工事における工事監理内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう工事監督業務を実施しなければならない。また、設計図書に記載されている仕様書と合わせて確認すること。

イ. 上位適用基準

- ・建築工事監理指針(上巻・下巻)令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部
- ・建築改修工事監理指針(上巻・下巻)令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部
- ・請負人用建築工事チェックリスト 神戸市建築技術管理委員会
- ・改正建築基準法に対応した建築物のシックハウス対策マニュアル国土交通省住宅局建築指導課他

ロ. 建築

- ・公共住宅建設工事共通仕様書 公共住宅事業者等連絡協議会
- ・公共住宅建設工事機材の品質・性能基準 公共住宅事業者等連絡協議会
- ・都市再生機構工事特記基準 UR
- ・機材の品質判定基準 UR
- ・機構住宅標準詳細設計図集 UR

ハ. 電気設備

- ・公共住宅建設工事共通仕様書 公共住宅事業者等連絡協議会
- ・公共住宅建設工事機材の品質・性能基準 公共住宅事業者等連絡協議会
- ・都市再生機構工事特記基準 UR
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 一般社団法人公共建築協会
- ・電気設備標準詳細設計図集 機器・部品編 E F UR
- ・電気設備標準詳細設計図集 施工編 E C UR
- ・電気設備工事監理指針 一般社団法人建設電気技術協会
- ・住棟内LANシステム施工マニュアル UR
- ・公団住宅におけるテレビ共同受信システムの計画・施工・管理の手引き UR
- ・公共施設用照明器具 J I L 5 0 0 4 UR

ニ. 機械設備

- ・公共住宅建設工事共通仕様書 公共住宅事業者等連絡協議会
- ・公共住宅建設工事機材の品質・性能基準 公共住宅事業者等連絡協議会
- ・都市再生機構工事特記基準 UR
- ・独立行政法人都市再生機構 機械設備設計図集 UR
- ・エレベーター仕様書 UR

2) 管理技術者等の資格要件及び配置基準

委託監理員の中から、管理技術者を1名配置すること。また、委託監督員の中から、建築、電気設備、機械設備、の部門毎の責任者として、主任監理員を1名ずつ選定し配置すること。なお、管理技術者が建築部門の主任監理員を兼務することを可とする。

委託監督員については、設計図書の内容を的確に判断する能力とともに、職階毎に(別記II)のいずれかの条件を満たす者を配置すること。

3) 工事監理者

建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物の工事の場合、建築の「主任監理員」は、建築基準法第5条の4第4項に基づく「工事監理者」とする。

4) 提出書類等

- ・監督業務実施計画書 1部
- ・監督業務処理結果報告書 1部
- ・工事監理報告書 1部
- ・個人情報等の保護に関する特約条項(第13条)における「個人情報等の管理状況」報告 1部

5) 業務実績情報の登録について

受託者は、本業務について、業務完了後10日以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)の仕様に基づく「業務カルテ」を作成し、担当職員の確認を受けた後に、(一社)公共建築協会に登録すること。確認は、当該業務の「業務カルテ詳細情報」により行い、担当職員の署名及び捺印を受けること。また、(一社)公共建築協会が発行する「業務カルテ受領書」の写しを担当職員に提出しなければならない。

なお、登録については、(一社)公共建築協会の所定の方法により行うものとし、詳細については、(一社)公共建築協会のホームページ「公共建築設計者情報システム(PUBDIS。https://www.pabweb.jp/pubdis)」等より確認すること。

6) 打合せ及び記録

イ. 担当職員と受託者との打合せについては、次の時期に行う。

- ・業務着手時
- ・監督業務実施計画書の策定時
- ・監督業務実施計画書に定める時期
- ・担当職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ・その他

ロ. 受託者は工事監督業務が適切に行われるよう、工事受注者と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

7) 監督業務実施計画書

監督業務実施計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。

イ. 業務一般事項

- ・業務の目的
- ・監督業務実施計画書の適用範囲
- ・監督業務実施計画書の適用基準類
- ・監督業務実施計画書に内容変更が生じた場合の処置方法  
業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にした上で、その内容を記載する。

ロ. 業務工程計画

- ・工程計画
- ・日程表

「日程表」に必要事項を記載する。対象工事の実施工程との整合を図るため、工事受注者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

ハ. 業務体制

- ・監督体制

「監督体制」に職階ごとの監督員について必要事項を記載する。

配員計画については「日程表」及び「監督業務実施計画書」3(3)「機構工事 監督業務の兼務状況表」に必要事項を記載する。

- ・技術者一覧

「技術者一覧」に必要事項を記載する。

- ・機構工事監督業務の兼務状況表  
委託監督員のUR工事における兼務状況等、必要事項を記載する。
- ・業務運営計画  
受託者が現場定例会議に参加する場合は、現場定例会議の開催に係る事項(出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項)を記載する。
- ・緊急連絡体制  
緊急事態が発生した場合のフローを担当職員及び工事受注者等と協議の上、決定する。

ニ. 工事監督方針

仕様書に定められた工事監督業務内容に対する監督業務方針について記載する。工事監理基準及び受託者として特に留意して実施する事項等についても記載する。

ホ. 工事監理基準

「特に報告を求める事項」に関する工事監理、その他「設計図書に定めのある方法」及び「確認対象工事に応じた合理的方法」に基づく確認について、工事受注者等が実施する品質管理に基づき、自らの責任において、確認方法の詳細、確認時期、確認数量等の基準を策定し、監督業務実施計画書に添付する。

8) 関係機関への手続き等

- イ. 受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。
- ロ. 受注者は、工事監理業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。
- ハ. 受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

9) 再委託等

契約書第6条第2項の規定により、あらかじめURの承諾を受け業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせることができるものは次に掲げる場合をいう。

- イ. 総合監督業務(建築、電気、機械等の複数職種で構成される工事監督業務)のうち、電気設備、機械設備等の職種で業務量が少数となる場合。
- ロ. 工事監督業務で短期的かつ臨時的措置が必要な場合。
- ハ. 工事監督業務の一部で専門的な技術(特殊工法、音響、構造立会等)を要する場合。

10) 業務成績評定対象業務である場合、業務完了後、受託者に業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用する場合がある。

11) 受託者は、業務の実施に必要な設備、備品等を準備しなければならない。但し、現場監督員事務所は委託期間中貸与するものとする。

現場監督員事務所の概要は以下のとおりである。

●現場監督員事務所の物件概要等	
名称	I P S X E A S T
所在地	神戸市中央区磯上通4丁目3-10
構造	鉄骨造 地上15階建
貸室	6階部分 610+611号室 52.04㎡ (15.74坪)
使用目的	事務所
賃貸借期間	2025年3月1日(賃貸開始済)から2030年3月31日(予定)
備付備品等	事務机、回転椅子、ワゴン(引き出し)、書庫、会議用机、折りたたみ椅子、更衣ロッカー、冷蔵庫、パーテーション、複合機 等
備考	当事務所については、機構が別途発注している監督等業務(07-三宮CS東地区令和8~11年度土木工事監督等業務)受注者の管理技術者、主任監理員、監理員、担当技術者等が使用しているため、事務所及び備付備品等の使用にあたっては、当該受注者との調整を行うこと。

## 12) 検査

イ. 業務完了については、「業務完了届」に必要事項を記載する。

ロ. 監督業務処理結果報告書は、次の構成とする。

- ・監督業務処理結果報告書(概要)

契約内容、履行場所等について記載するほか委託監督員名及び添付書類について概要を記載する。

- ・工事監理業務結果報告書

工事監理の結果及び工事監理基準に基づく確認結果を「特に報告を求める事項」を主として、工事監理基準に基づく確認報告に記載する。確認結果のうち階数、部位別等を実施した詳細の内容については担当職員が確認する場合があるので、別途記録、保管し担当職員の求めに応じて提出すること。

なお、報告にあたっては工事写真、当該部位の設計図を添付する他、必要がある場合はその他資料を適宜添付する。

- ・監督業務出来高一覧表

- ・監督業務処理結果報告書(日報)

日々の業務内容、工事監理の結果等について、簡潔に記載するとともに、必要に応じて「監督業務処理結果報告書」(補助用紙)を用いてもよい。

- ・施工プロセスチェックシート

- ・業務打合せ記録簿

担当職員及び工事受注者等との打合せ結果について、「業務打合せ記録簿」に必要事項を記載する。

- ・報告・協議書

「報告・協議書」を用い、工事受注者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、工事受注者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。

この際、必要に応じ、担当職員からの指示内容、受託者と担当職員との間の協議内容についても添付することとする。

## 13) 重要事項説明

本業務を契約する場合、建築士法第 24 条の 7 に基づき契約締結前に発注担当課に対し重要事項説明をおこなうものとする。説明者は管理建築士又はその建築士事務所に所属する建築士とし、必要事項を記載した「重要事項説明書」にて説明をおこなう。

様式については「一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 (<https://www.njr.or.jp/>)」からダウンロードすること。

## 14) 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、**別紙 5**「ウイークリースタンス実施要領」に基づき、担当職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

## 15) その他

この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、担当職員と協議すること。

以 上

- 添付書類 -

- 別記 1 : 資格基準
- 別紙 1 : 特に報告を求める事項
- 別紙 2-1 : 工事監理標準(総則編)
- 別紙 2-2 : 工事監理標準(建築編)
- 別紙 2-3 : 工事監理標準(電気編)
- 別紙 2-4 : 工事監理標準(機械編)
- 別紙 3 : 社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務
- 別紙 4 : 法令等に基づく届出等チェックリスト
- 別紙 5 : ウイークリースタンス実施要領
- 別添 1 : 工事監督業務委託共通仕様書(Ⅱ)
- 別添 2 : 工事監督業務委標準仕様書
- 別添 3 : 工事監督業務実施計画書
- 別添 4 : 工事監督業務処理結果報告書

# 別記 1

## 資格基準

職種	職階	資格基準
建築	管理技術者	一級建築士取得後 5 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 5 年以上継続している者
	主任監理員	一級建築士として 2 年以上の実務経験を有する者(建築基準法第 5 条の 6 第 4 項に基づく工事監理者とする。)
	監理員	一級建築士取得後 1 年以上又は二級建築士取得後 5 年以上の実務経験がある者若しくは大学卒業後 5 年以上相当の能力※のある者 ※ 1 級建築施工管理技士技術検定の受検資格を有する者
電気	管理技術者	<del>1 設備設計一級建築士、建築設備士の資格取得後 2 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上継続している者 2 技術士（電気電子部門）電気工事施工管理技士（1 級）、電気主任技術者の資格取得後 2 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上継続している者</del>
	主任監理員	1 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（電気電子部門）、電気主任技術者、電気工事施工管理技士（1 級、2 級）の資格を有する者 2 第 1 種電気工事士の資格取得後 2 年以上又は第 2 種電気工事士の資格取得後 2 年以上の実務経験を有する者
	監理員	主任監理員と同等の資格又は大学卒業後 5 年以上の電気設備に関する実務経験を有する者又は高校卒業後 10 年以上の電気設備に関する実務経験を有する者
機械	管理技術者	<del>1 設備設計一級建築士、建築設備士の資格取得後 2 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上継続している者 2 技術士（衛生工学部門）、管工事施工管理技士（1 級）の資格取得後 2 年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を 2 年以上継続している者</del>
	主任監理員	設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（衛生工学部門）、管工事施工管理技士（1 級、2 級）又は設備士（空気調和衛生工学会）の資格を有する者
	監理員	主任監理員と同等の資格又は大学卒業後 5 年以上の機械設備に関する実務経験を有する者又は高校卒業後 10 年以上の機械設備に関する実務経験を有する者

土木 (杭撤 去)	管理 技術者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技術士（建設部門又は総合技術監理部門）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者</li> <li>2 1級土木施工管理技士の資格を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）による合格者証の交付を受けている者</li> <li>3 土木学会認定（上級又は一級）土木技術者の資格を有する者</li> <li>4 RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者</li> <li>5 公共工事等を発注する国、地方公共団体、公社、特殊法人又は独立行政法人の技術職としての実務経験を25年以上有する者</li> </ol>
	主任 監理員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1級土木施工管理技士の資格を有する者</li> <li>2 原則として、2級土木施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者</li> <li>3 建築の主任監理員の資格基準を満たす者</li> </ol>
	監理員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主任監理員と同等の資格を有する者</li> <li>2 2級土木施工管理技士の資格を有する者</li> <li>3 職務経験等により1又は2と同等の能力を有すると認められる者</li> </ol>

別紙 1

特に報告を求める事項

1. 「特に報告を求める事項」について

- (1) 「特に報告を求める事項」は表-1 から表-3 に示す内容をいう。
- (2) 本紙に記載なき事項については下記によるほか、対象工事の設計図書等によること。
  - ・ 工事監理ガイドライン
  - ・ 公共住宅建設工事共通仕様書
- (3) 「複数監督員が行う事項」とは、表-1 から表-3 のうち「複数確認」の欄に「○」の付いた監理項目をいう。

表-1：建築工事

区分	監理項目	確認内容	複数確認
2 仮設工事	敷地状況、境界石の位置	境界杭の確認（必要に応じ、関係者の立合いを受け境界確認書の作成）	
	隣地との高低差	隣地との高低差を確認（主要出入口部の取り合い確認）	
	建築物等位置	境界と建築物等位置の確認	
	ベンチマークの設置状態、位置	ベンチマーク、仮ベンチマークの維持管理を確認（移動、沈下防止対策）	
3 土工事	支持地盤（直接基礎の場合）	床付け面の確認（かく乱又は盛土されていない地盤であること）	○
		支持地盤の確認（地耐力試験報告書）	○
4 地業工事	試験杭	地盤条件・施工上の留意事項の確認	○
		工事施工者の施工体制（元請と下請の役割分担）の確認	○
		杭の支持層への到達等に係る技術的判断、施工記録の確認方法、施工記録が確認できない場合の代替手法等の確認	○
		杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ及び施工状況の確認	○
		施工結果報告書の確認	○
	既製コンクリート杭及び鋼杭（材料）	製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示、外観（割れ・傷）の確認	○
		杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ）	○
	場所打ちコンクリート杭地業（材料）	鉄筋（規格・種類・径・品質証明）	○
		コンクリートの規格確認（受入確認）	○
	杭の荷重試験	荷重時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認	○
地盤の荷重試験	荷重時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認	○	
杭の位置（施工後の偏心量）	杭芯の位置測定、位置ずれに伴う補強要領等の確認（位置測定図、60mm以上の偏心は補強要領書等）	○	
5 鉄筋工事	鉄筋、スペーサー、溶接金物、貫通孔補強鉄筋（材料）	鉄筋の規格、種類、径の確認	○
		品質証明の確認（規格証明書、タグプレート、ロールマーク）	○
	圧接継手（試験）	外観の確認（ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ）	
	配筋	配筋状況の確認（施工範囲全体を見回って出来形及び出来栄を確認）	○

区分	監理項目	確認内容	複数確認
		あばら筋の加工形状の確認（接合する部材の寸法を考慮）	○
		組立の確認（結束、鉄筋位置、本数、最小かぶり厚さ、鉄筋主筋相互のあき、帯筋間隔等）	○
		あばら筋間隔、鉄筋の水平度と垂直度の確認	○
		継手の確認（位置、長さ、方法）	○
		定着の確認（位置、長さ、方法、余長、フック）	○
		貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強確認	○
		スペーサーの確認（形状、位置、間隔）	○
		差し筋の位置と長さ	○
6	コンクリート・型枠工事	指定コンクリートであることの確認（種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度）	○
		圧縮強度用供試体の採取確認（テストピースの採取）	○
	コンクリートの打込み	打継ぎ面の処理確認（仕切り型枠、止水処理、清掃、レイタンスの除去）	○
	コンクリートの仕上がり	不良箇所（ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント）の有無確認	○
		不良箇所（ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント）の補修確認	○
		タイル施工部位のコンクリート素地面について、はく離材の付着がないこと。その他、付着力低下の恐れがある仕上がりでないこと※ ※特に、使用型枠について、現場協議により「表面加工コンクリート型枠用合板」の使用を認める場合には、必ずコンクリート素地面をMCR工法又は目荒し工法により、タイル張付けモルタルの接着強度を確保させること。	
	型枠（施工）	主要墨、部材断面、建入れの確認	
7	鉄骨工事	鋼材の確認（規格、材質、種類、断面寸法、品質証明）	○
	工場製作	溶接状態の確認	○
	現場受入れ	製品の接合部確認（溶接）	○
	溶接部の試験	溶接部の外観確認（アンダーカット、ピット、オーバーラップ、割れ、クレーター、溶接ビード面形状、スラグ除去不良、すみ肉の脚長不足、突合せの余盛不足、突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ、ブローホール、溶け込み不足、割れ、スラグ巻き込み）	
		溶接部の内部確認（超音波探傷試験） （ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み）	
		不合格となった溶接部の補修	
	ボルト接合	高力ボルト接合部の確認（摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回りの有無、ナット回転量、ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法）	○
		普通ボルト接合部の確認（ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法）	○
	鉄骨建方	アンカーボルトの確認（位置、定着長さ、固定、養生、柱底均しモルタルの厚さ）	○
		建方精度の確認（柱の倒れ、スパン長さ、梁の湾曲、接合部精度）	○
9	防水工事	下地の確認（下地補修）	
	アスファルト防水（施工）	ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け）	○
		押えコンクリート目地の確認	
	改質アスファルトシート防水（施工）	下地の確認（下地補修）	
		ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け）	○

区分	監理項目	確認内容	複数確認	
		押えコンクリート目地の確認		
	合成高分子系ルーフィングシート防水（施工）	下地の確認（下地補修）		
		ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け）	○	
		施工後の確認（充填、硬化、接着）		
		施工計画書及び公共住宅建設工事共通仕様書等に定められた施工手順を確認		
	外壁からの雨漏れの有無の確認	漏水箇所の有無確認	○	
11	タイル工事	外壁タイル（施工）	タイル浮きの有無確認	
		外観の確認（割れ、欠け、目地の通り、平たんさ）		
	外壁タイルの接着力（引張接着強度）	接着力試験結果の確認（試験結果報告書）		
12	木工事	先行住宅（材料及び施工）	釘、ビスピッチの確認	
		軸組取付け間隔の確認		
		下地補強材の確認		
		軸組検討会チェックシートの確認		
13	屋根及びと い工事	長尺金属板葺・化粧スレート葺及び 厚形スレート葺き・粘土瓦葺（施 工）	下葺きの確認（重ね合わせ）	○
			各部の納まりの確認（留付け間隔、栈木の取付け）	
14	金属工事	先行住宅（材料及び施工）	ビスピッチの確認	
			軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認	
			下地補強材の確認	
			軸組検討会チェックシートの確認	
16	建具工事	先行住宅（材料及び施工）	組立、作動状態の確認	
			軸組検討会チェックシートの確認	
17	カーテンウ オール工事	カーテンウォール工事の施工計画	施工計画書の確認	
18	塗装工事	先行住宅（材料及び施工）	軸組検討会チェックシートの確認	
20	内装工事	先行住宅（材料及び施工）	断熱範囲の確認	
			乾式遮音二重床下地材の固定状況の確認	
			軸組及び仕上検討会チェックシートの確認	
21	部品・その 他工事	先行住宅（材料及び施工）	固定状況の確認	
			軸組検討会チェックシートの確認	
22	PC工法に よる工事	PC工法（施工）	取付け金物の溶接後の外観、超音波探傷試験の確認	
			スリーブ接合のグラウト充填確認	

表-2：電気設備工事

区分	監理項目	確認内容
2 電力設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	接地極の埋設	接地極の埋設方法の確認（接地極を省略する場合、大地抵抗率の測定検証）
	高圧ケーブルの接続及び端末処理	高圧ケーブルの接続及び端末処理の確認
	屋外灯・埋設物等施工及び関連工事との取合い	屋外灯・埋設物等位置や施工の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部（ハンドホールを含む）の防水処理方法及びケーブル敷設状況	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	電力設備の絶縁抵抗値、接地抵抗値の確認及び動作試験	抵抗値の計測確認及び作動状況の確認
3 受変電設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	受変電設備の試験	各種試験計測の確認
4 電力貯蔵設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
5 発電設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	現地総合試験・機器単体試験及び騒音測定	各種機器の動作状況・試験結果記録の確認及び騒音測定の確認
6 情報設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	テレビアンテナの位置	テレビアンテナの位置・機種及び良否の検証
	テレビ・FM 共同受信設備のテレビ画像品位及び音質	ブースター系統最遠端子の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合法による施工の確認

区分	監理項目	確認内容
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	情報設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
	インターホンオートドアロック設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
	防犯カメラ設備の画像	防犯カメラ設備の画像（視界・画質・必要照度）の確認
	LAN 設備の試験調整及び外部接続	各種試験の計測確認及び統括事業者の試験報告書の確認
7 防災設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	防災設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
8 中央監視制御設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	構造試験及び性能試験	各種試験の計測確認

表-3：機械設備工事

区分	監理項目	確認内容
2 衛生器具設備工事	機器の据付け・設置状況	据付け状態、管との接続状態、水量調整の確認
3 給水設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
4 排水・通気設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	排水、通気設備の排水導通試験	配管内に管径に適したテストボールを投入し、配管端部からボールが排出することを確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
5 給湯設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置、転倒防止措置の確認
6 消火設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
7 ガス設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い等の確認	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
10 暖冷房設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
11 換気設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
13 エレベーター設備工事	防犯カメラ設備の画像	防犯カメラ設備の画像（視界・画質・必要照度）の確認

# 工事監理標準（総則編） 平成27年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示8号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求めらるる事項」、  
「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

### ○工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な数量を設定する必要がある。
2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

#### (1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

#### (2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格証、認定証、履歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事的物の使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

◎：全数

○：2割程度（標準）

△：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法						
				立会確認	書類確認					
				目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真
内容①	●	施工前	全数	◎						
内容②		施工中 施工後	2割程度	○	○				○	○
内容③		施工後	2割程度	△	△				△	△

← 対象となる内容①を「目視」(◎)による立会確認により全数について行う。

← 対象となる内容②を、「目視」(○)または「計測」(○)による立会確認および「施工記録書」(○)または「工事写真」(○)による書類確認によって2割程度について確認を行う。

← 対象となる内容③を、機材等の規格毎に「目視」(△)または「計測」(△)による立会確認および「施工記録書」(△)または「工事写真」(△)による書類確認によって2割程度について確認を行う。

● 特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定める方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監理員が行う事項 … 監理業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監理員により実施される項目

区分	監理項目 (本表・告示8号「工事監理ガイドライン」の項目)	確認内容 (本表・告示8号「工事監理ガイドライン」の項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法				(参考)		
						立会確認 目視	計測	書類確認				
								施工 計画 書 証 明	規格 書 成 績		試験 書 記 録	施工 写真
1	一般 共通 事項	1.1 工事受注者の施工品質管理	(1) 施工品質管理方法の確認	工事着手前	全数	◎				—	—	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年版)
		1.2 契約に関する届出書類	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人用、監理技術者用ほか)	工事着手前	全数	◎				—	—	総則編1.1.8 技術者名簿の提出等
		※ 監理技術者の専任制等	(1) 資格者証の把握 ※1.2(1)と同じ (2) 同一性の把握 (3) 常駐の把握	工事着手前	全数					—	—	総則編1.1.8 技術者名簿の提出等
		1.3 実施工程表	(1) 実施工程表の確認(施工工程表により、製品製作予定、検査予定、進捗率等の確認)	工事着手前	全数	◎				—	—	総則編1.4.1 実施工程表
		1.4 総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書、全体施工計画書の確認	工事着手前	全数	◎				—	—	総則編1.4.2 施工計画書等
		1.5 施工体制	(1) 施工体制の把握 (2) 下請負人用、下請負人一覧表の確認(建設許可年月日の有効期限等確認)	施工前・施工中	全数	◎				—	—	総則編1.1.9 施工体制の把握等
		※ 施工体制	(1) 施工体制の把握 ※1.5(1)と同じ (2) 施工体制の把握 ※1.5(2)と同じ (3) 施工体制の把握	工事施工中	全数					—	—	総則編1.1.9 施工体制の把握等
		※ 一括下請	(1) 施工体制の把握及び下請契約書 ※1.5(1)(2)と同じ	工事施工中	全数					—	—	総則編1.1.9 施工体制の把握等
		※ 標識等	(1) 工事カルテ登録の把握	工事着手前 変更時及び完了時	全数					—	—	総則編1.1.10 工事実績情報の登録
		1.6 材料の選定(選定を要した材料を含む)	(2) 建設業許可を示す標識の把握 (3) 建退去制度に関する掲示の把握 (4) 労災保険に関する掲示の把握	工事着手前	全数					—	—	—
1.7 材料の品質・性能	(1) 使用材料報告書の確認	施工前・施工中 ・施工後	全数	◎				—	—	総則編1.5 機材		
1.8 ホルムアルデヒド等の濃度	(1) 試験成績書、規格証明書、機材の品質・性能基準、機材の判定基準等の確認	施工前	全数	◎				—	—	総則編1.5 機材		
	(1) 室内環境測定計画書の確認 (2) 室内環境測定報告書の確認	試験前	全数	◎				—	—	総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定		
1.9 選定を要した工法	(1) 自主検査記録、試験成績書、規格証明書等に添える書類の確認	引渡し前	全数	◎				—	—	総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定		
	(1) 躯体の取り合いについて、躯体図・鉄骨図で躯体寸法及び納まりの確認 (2) 内装の取り合いについて、平面詳細図で確認 (3) 建築・電気・機械の取り合いについて、プロット図又は総合図で確認 (4) その他製作図の確認 (A/L、ECP、タイル割り、石割り、造作、建具、製作金物、浴室ユニット、キッチンユニット、家具ほか)	施工前	全数	◎				—	—	総則編1.4.3 施工図等		

● 特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定める方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監理員が行う事項 … 監理業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監理員により実施される項目

区分	監理項目 【 <u>本表:告示8号_工事監理ガイドラインの項目</u> 】	確認内容 【 <u>本表:告示8号_工事監理ガイドラインの項目</u> 】	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法							(参考)		
						立会確認		書類確認							
						目視	計測	施工計画 書	規格書 証明	試験 成績	施工 記録	工事 写真			
1 一般 共通 事項	※ 建設住宅性能評価	(1) 施工状況報告書の確認		工事着手前	全数							—	—	—	
		(2) 検査対象工程通知時の通知書の確認		工事施工中	全数							—	—	—	
		(3) 基礎配筋		工事施工中	全数							—	—	—	
		(4) 2階の床の躯体工事完了時の確認		工事施工中	全数							—	—	—	
		(5) 3に7の自然倍数を加えた階の躯体工事完了時の確認		工事施工中	全数							—	—	—	
		(6) 屋根工事完了時の確認		工事施工中	全数							—	—	—	
		(7) 内装下地張りの直前の工事完了時の確認		工事施工中	全数							—	—	—	
		(8) 竣工時の確認		工事施工中	全数							—	—	—	
		1.11 完成図		(1) 完成工事との整合を確認		引渡し前	全数						—	1.7.1 完成図	総則編1.8.4 完成図その他

## 工事監理標準（建築編） 平成28年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示8号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求めらるる事項」、  
「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

○工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な数量を設定する必要がある。
2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

(1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

(2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、品質計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、検査証明書、合格証、認定証、履歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事的物の使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）及び機材搬入報告書による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

◎：全数

○：2割程度（標準）

△：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						
				立会確認	書類確認					
				目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真
内容①	●	施工前	全数	◎						
内容②		施工中 施工後	2割程度	○	○				○	○
内容③		施工後	2割程度	△	△				△	△

← 対象となる内容①を「目視」(◎)による立会確認により全数について行う。

← 対象となる内容②を、「目視」(○)または「計測」(○)による立会確認および「施工記録書」(○)または「工事写真」(○)による書類確認によって2割程度について確認を行う。

← 対象となる内容③を、機材等の規格毎に「目視」(△)または「計測」(△)による立会確認および「施工記録書」(△)または「工事写真」(△)による書類確認によって2割程度について確認を行う。

● 特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監理が行う事項 … 監理業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監理員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法					(参考)				
						立会い確認		書類確認							
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	工事監理ガイドライン	公共建築工事標準仕様書(平成25年版)	公共建築工事標準仕様書(平成25年版)
1 一般 共通 事項	1.1 工事受注者の施工品質管理	(1) 施工品質管理方法の確認		工事着手前	全数	◎					—	—	—	—	
	1.2 契約に関する届出書類	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人、監理技術者届ほか)		工事着手前	全数	◎					—	—	総則編1.1.8 技術者名簿の提出等	—	
	1.3 実施工程表	(1) 実施工程表の確認(生工程表により、製品製作予定、検査予定、進捗率等の確認)		工事着手前	全数	◎					—	—	1.2.1 実施工程表	—	
	1.4 総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書、全体施工計画書の確認		工事着手前	全数	◎					—	—	1.2.2 施工計画書	—	
	1.5 施工体制	(1) 施工体制台帳、施工体系図の確認 (2) 下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)		施工中・施工中 ・施工後	全数	◎					—	—	(1.1.5 書類の書式等)	総則編1.1.9 施工体制台帳の提出等	
	1.6 材料の規格(認定を受けた材料を含む)	(1) 使用材料報告書の確認		施工前	全数	◎					1.1	1.4 材料	—	総則編1.5 機材	—
	1.7 材料の品質、性能	(1) 試験成績書、規格証明書、機材の品質・性能基準、機材の判定基準等の確認		施工前	全数	◎					1.1	1.4 材料	—	総則編1.5 機材	—
	1.8 ホルムアルデヒド等の臭気	(1) 室内環境測定計画書の確認 (2) 室内環境測定報告書の確認		試験前 引渡し前	全数	◎			◎	◎	1.1	1.5.9 化学物質の濃度測定	—	総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定	—
	1.9 認定を受けた工法	(1) 自主検査記録、試験成績書、規格証明書等に係る書類確認		施工前	全数	◎			◎	◎	1.1	1.5.9 化学物質の濃度測定	—	総則編1.6.10 化学物質の室内濃度測定	—
	1.10 施工図、製作図	(1) 躯体の取り合いについて、躯体図・鉄骨図で躯体寸法及び納まりの確認 (2) 内装の取り合いについて、平面詳細図で確認 (3) 建築・電気・機械の取り合いについて、プロット図又は総合図で確認 (4) その他製作図の確認 (ALC、ECP、タイル削り、石削り、造作、建具、製作金物、浴室ユニット、キッチンユニット、家具ほか)		施工前	全数	◎					—	—	—	—	—
	1.11 完成図	(1) 完成工事との整合を確認		引渡し前	全数	◎					—	—	—	—	—

● 特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監理員が行う事項 … 監理業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監理員により実施される項目

区分	監理項目 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	工事監理ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
2 仮 設 工 事	2.1 仮設工事の施工計画	(1) 施工計画書、仮設計画図等の確認		施工前	全数	◎	○					—	1.2.2 施工計画書	1.2.2 施工計画書等	総則編1.4.2 施工計画書等	
	2.2 敷土状況、境界石の位置	(1) 境界石の確認 (必要に応じて、関係者の立会いを受け境界確認書の作成)	●	工事着手前	全数 2割程度	◎	○				○	2.1		総則編1.2.1.1 境界石、測量杭等		
	2.3 隣地との高低差	(1) 隣地との高低差を確認 (主要出入口部の取り合い確認)	●	工事着手前	全数 2割程度	◎	○				○	2.1		総則編1.2.1.1 境界石、測量杭等		
	2.4 建築物等位置	(1) 境界と建築物等位置の確認	●	工事着手前	全数 2割程度	◎	○				○	2.1	2.2 擁壁、遺方、足場その他			
	2.5 ベンチマークの設置状況、位置	(1) ベンチマーク、仮ベンチマークの維持管理を確認 (移動、沈下防止対策)	●	工事着手前	全数 2割程度	◎	○				○	2.1				
	2.6 敷土の高さ(敷土GLとの関係)	(1) 敷地内の高さ確認 (方眼線の方向、間隔による計測ポイントを決め、高さを測定し、設計GLと照合)		工事着手前	全数 2割程度	◎	○				○	2.1			調査編1.1.3 水準測量 2.2.2 地盤高の確認	
	2.7 仮設材・周辺調査	(1) 仮囲い、設置の確認 (2) 電柱・電線等障害物の確認 (3) 既存埋設配管等の確認		工事着手前	2割程度 2割程度 2割程度	○	○				○	○	—		総則編1.3.1 足場、その他 総則編1.2.1.2 地下埋設物等	
	2.8 安全対策等	(1) 仮囲い、足場の安全点検(定期的な安全パトロール) (2) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置を確認 (3) 産業廃棄物処理の確認(処分場への追跡調査)		施工前・施工中	2割程度 2割程度 2割程度	○	○				○	○	—		総則編1.3.1 足場、その他	

区分	監理項目 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公中住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書				工事写真
3 土 工 事	3.1 土工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数	◎					◎	—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	3.2 掘削底の深さ・状態	(1) 根切りの深さ確認		施工中・施工後	2割程度	○	○					3.2			
	3.3 支持地盤（直轄基礎の場合）	(1) 床付け面の確認 (かく乱又は盛土)	●※	施工中・施工後	全数	◎									
		(2) 支持地盤の確認 (地耐力試験報告書)	●※	施工中・施工後	全数	○		◎				3.2			
	3.4 埋戻し土及び盛土(材料)	(1) 土質の確認		施工前	全数			◎				3.1		3.2 根切り及び埋戻し 3.2 根切り及び埋戻し等	
	3.5 埋戻し、余量(施工)	(1) 締固め工法、建設機械(低騒音・低振動型機械)の確認			施工中・施工後	2割程度	○								
		(2) 転圧状況の確認(埋戻し300mm毎に転圧)				2割程度	○								
		(3) 余量り高さの確認				2割程度	○								
	3.6 建設発生土の処理計画	(1) 建設発生土の処理計画の確認(残土処分計画書)		施工前	全数			◎							
	3.7 建設発生土の処理結果	(1) 建設発生土の処理報告の確認(残土処分報告書)		施工後	全数									3.2.5 建設発生土の処理	3.2.5 残土処分
	3.8 地中障害物の処理	(1) 地中障害物処理方法の確認(発注者と協議)		処理前	全数	○									総則編1.2.12 地下埋設物等
		(1) 施工計画書の確認(工法、排水処理、山留め計算書等)		施工前	全数			◎						1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
3.10 山留め工事の材料	(1) 山留め材料の確認(シートバイル、H鋼、セメントミルク)		施工前	2割程度	△										
3.11 山留め工事の施工	(1) 山留め施工の確認(建込み、切梁、構台、ロードセル)		施工中	2割程度	○								3.3 山留め		
	(1) 山留めの傾斜測定		施工中	2割程度	○										

●特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※複数監理員が行う事項 … 監理業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監理員により実施される項目





● 特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認						
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書		工事写真	
5 鉄筋工事①	5.1 鉄筋工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数	◎					—	1.2.2 施工計画書 総則編1.4.2 施工計画書等 3.4.2 圧接継手計画書 5.5.2 計画書		
	5.2 (材料)	(1) 鉄筋の規格、種類、径の確認	● ※	施工前	2割程度	△					△	5.1	5.2 材料	
		(2) 品質証明の確認(規格証明書、タグプレート、ロールマーク)	● ※		2割程度									
		(3) スペーサーの材質、形状、寸法確認(ノーナツ、サイコロ、パー型ほか)			2割程度	△								
		(4) 貫通孔補強鉄筋の確認(規格証明書、構造計算書)			2割程度	△								
		(5) 溶接金線の規格、径、巻目の形状・寸法の確認			2割程度	△								
	5.3 鉄筋継手(技量資格)	(1) 資格者の確認 (圧接技能者、圧接継手管理技士・ガス圧接超音波探傷検査技量資格者、機械式継手管理技士、溶接継手管理技士等)	●	施工前	2割程度	○					○	5.2	5.4.3 継手管理技士 5.5.3 継手管理技士	
	5.4 圧接継手(施工)	(1) 圧接作業条件確認(巻目・巻数)		施工中・施工後	2割程度	○						5.2	5.4.4 圧接一般 5.4.5 底部の加工 5.4.6 圧接端面 5.4.8 圧接作業 5.4.3 圧接部の品質	
		(2) 施工前試験(外観試験・超音波探傷試験)		施工前(本工事前)	2割程度	○					○	—		
		(3) 圧接端面の確認(平滑処理、面取り、鉄筋冷間重合角切断後の使用)		施工中・施工後	2割程度	○					○	5.2		
(4) 巻の異なる鉄筋の圧接確認			施工中・施工後	2割程度	○					○				
(5) 圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔確認			圧接完了後 又は コンクリート打設前	全数						◎				
(6) 外観の確認 (ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心線の傾き量・たれ・露み露れ)		●	圧接完了後 又は コンクリート打設前	2割程度	○					○				
5.5 機械式継手(試験)	(1) 超音波探傷試験の確認 (内部欠陥(不浸着部))		圧接完了後 又は コンクリート打設前	全数						◎		5.4.9 圧接完了後の試験 5.4.8 圧接完了後の試験		
	(2) 引張試験の確認 (試験片採取後の処置)		圧接完了後 又は コンクリート打設前	2割程度	○					○				
	(3) 不合格となった圧接部の修正 (外観試験の不合格部の修正) (抜取試験による不合格部の修正)		圧接完了後 又は コンクリート打設前	全数	◎					◎				
	(4) 材料の規格確認(評定書、規格証明書)		施工前	2割程度	△					△	—		5.5.4 機械式継手	
5.6 機械式継手(材料)	(1) 工法、外観の確認(グラウト式の場合の注入状況又はトルク式の場合のマーキングナリ)		施工完了後又は コンクリート打設前	2割程度	○					○	5.2	5.5.2 機械式継手		
	(1) 材料の規格確認		施工前	2割程度	△					△	—	5.5.3 溶接継手		
	(1) 工法、外観、溶接長さの確認		施工中・施工後	2割程度	○					○	5.2	5.5.5 溶接継手		

区分	監理項目 (本字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)																																																																																																																		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公事住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)																																																																																																																
						目	視	計	測	施工 計画 書	規格 証明 書				試験 成績 書	施工 記録 書	工事 写真																																																																																																													
5 鉄 筋 工 事 ②	5.10 溶接継手(試験)	(1) 外観検査、超音波探傷試験の確認(第三者機関による試験結果報告書)		施工完了後 又は コンクリート打設前	全数	○	○	◎				-	-	5.5.6 検査																																																																																																																
															5.11 配筋	(1) 配筋状況の確認(施工範囲全体を見回って出来形及び出来栄を確認)	●※	全数	◎																																																																																																											
																													(2) 加工寸法等の確認(種類、径、長さ、折り曲げ等)	●※	2割程度	○																																																																																														
																																											(3) あばら筋の加工形状の確認(接合する部材の寸法を考慮)	●※	2割程度	○																																																																																
																																																									(4) 組立の確認(結束、鉄筋位置、本数、最小ぶり厚さ、鉄筋主筋相互のあき、帯筋間隔等)	●※	2割程度	○																																																																		
																																																																							(5) あばら筋間隔、鉄筋の水平度と垂直度の確認	●※	2割程度	○																																																				
																																																																																					(6) 継手の確認(位置、長さ、方法)	●※	2割程度	○																																						
																																																																																																			(7) 定着の確認(位置、長さ、方法、余量、フック)	●※	2割程度	○																								
																																																																																																																	(8) 貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち継ぎ部の補強確認	●※	2割程度	○										
(10) 差し筋の位置と長さ	●※	2割程度	○																																																																																																																											
														6.1 コンクリート工事の施工計画	(1) 施工計画書(工区割り、圧送機械、圧送施工技能士等)の確認		全数	◎							-	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等																																																																																																			
																												(2) コンクリート施工計画報告書の確認																																																																																																		

●特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※複数監理が行う事項 … 監理業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監理員により実施される項目

区分	監理項目 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)						
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公事住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)				
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書				工事写真			
6.2	コンクリート(材料)	(1) 生コン工場の確認 (JIS認証工場、納入実績、納入に要する時間等)		施工前	全数	○	○					—						
		(2) 配合計画書の確認			全数	○	○											
		(3) セメントの確認(種類・品質)			全数		○	○										
		(4) 骨材の確認(種類・種類、吸水率、アルカリシリカ反応、炭化物質、薪事材の最大寸法)			全数		○	○						6.1	6.3	コンクリートの材料及び調合	6.3	コンクリートの材料及び調合
		(5) 水の確認(規格・品質)			全数		○	○										
		(6) 混和材料の確認(規格・種類)			全数		○	○										
		(7) 圧縮強度用供試体の養生方法確認			全数		○	○										
6.3	コンクリートの受入れ、供試体採取	指定コンクリートであることの確認(種類、運搬時間、スランプ、フロウ、空気量、炭化物質、コンクリート強度)	● ※	コンクリート受入時	2割程度	○	○					6.2 6.3	6.9.2	フレッシュコンクリートの試験	6.9.2	受入れ時の試験		
		(2) 圧縮強度用供試体の採取確認(テストピースの採取)	● ※		2割程度	○	○											
6.4	コンクリートの打込み	(1) 資格者の確認(圧送施工技能士等)		打設前	2割程度	○	○											
		(2) 打込み箇所の清掃、型枠放水、落下高さ、打込み順序、打設時間の確認	● ※		2割程度	○	○						6.2	6.6	コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め	6.6	コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め	
		(3) 打設面の処理確認(土切り廻縁、止水処理、滑溜、レイバンスの除去)			2割程度	○	○											
		(4) 締固め、コンクリート押えの確認			2割程度	○	○											
6.5	コンクリートの養生	(1) 養生湿度、初期養生、寒気期の保温、暑中の養生の確認		打設中・打設後	2割程度	○	○											
		(2) コンクリート打設中の乾燥保護の養生確認			2割程度	○	○						6.2	6.7	養生	6.7	養生	
		(3) 打設後の散水養生確認			2割程度	○	○											
		(4) 型枠脱型時期の確認			2割程度	○	○											
6.6	コンクリートの仕上げ	(1) 型枠支柱存置期間の確認		型枠取外し後	2割程度	○	○											
		(2) 部材断面の寸法、平たんさの確認			2割程度	○	○											
		(3) 部材位置、開口部位置、目地位置の確認			2割程度	○	○											
		(4) 不良箇所(ひび割れ、たわみ、ジャンク、空洞・コンールドジョイント)の有無確認	● ※ ※		2割程度	○	○							6.2	6.9.6	構造体コンクリートの仕上げ及びひび割れ厚さの確認	6.9.6	構造体コンクリートの仕上げ
		(5) 不良箇所(ひび割れ、たわみ、ジャンク、空洞・コンールドジョイント)の補修確認			2割程度	○	○											
		(6) タイル施工部位のコンクリート素地面について、はく離材の付着がないこと、その他、付着力低下の恐れがある仕上がりでないこと※ ※特に、使用型枠について、現場協議により「表面加工コンクリート型枠用合板」の使用を認める場合には、必ずコンクリート素地面をNCR工法又は目荒し工法により、タイル兼付キモルタルの接着強度を確保させること。	●		2割程度	○	○											
6.7	構造体コンクリートの強度試験	(1) 圧縮強度、管理材料の確認		試験後	全数			◎				6.3	6.9	試験	6.9	試験		
		(2) コンクリート施工結果報告書の確認			全数				◎									

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「調査対象工事である場合」に複数の監督員により実施される項目  
※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合の監督員により実施される項目

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」に定めのある方法として、立会い等により特に念頭に監視を行い、その結果について報告が求められる項目



● 特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書」に定めのある方法として、立会い等により特に念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公中住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書				工事写真
7 鉄骨工事②	7.7 溶接部の試験	(1) 溶接部の外観確認 (アンダーカット、ピット、オーバーラップ、割れ、クレーター、溶線、ビード面形状、スラグ残 去不良、すみ線の肉厚不足、変位等の発見不足) (変位は溶接部を測り、ダイヤグラムとプランジのずれ) (2) 溶接部の内部確認(超音波探傷試験) (プロローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み) (3) 不完全とびつた溶接部の補修 (外観(欠陥の補修状態)、内部欠陥(欠陥の補修状態))	●	施工後	全数	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	7.3	7.6.11 溶接部の試験	7.6.11 溶接部の試験
						○	○	○	○	○	○				
						◎	◎	◎	◎	◎	◎				
						○	○	○	○	○	○				
						○	○	○	○	○	○				
						○	○	○	○	○	○				
						○	○	○	○	○	○				
						○	○	○	○	○	○				
						○	○	○	○	○	○				
						○	○	○	○	○	○				
7.8 ポルト接合	(1) 高力ボルト接合部の確認 (磨耗面の状態、ピンナールの腐断、とも回りの有無、ナット回転量、ボルト余長) (2) 普通ボルト接合部の確認 (ボルト余長、座金有無、戻り止め方法)	● ※	施工前 施工中 施工後	2割程度	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	7.2	7.2.2 高力ボルト 7.4 高力ボルト接合	7.4 高力ボルト接合	
					○	○	○	○	○	○					
7.9 スタッド溶接(材料)	(1) 取り付けスタッドの規格確認(種類、寸法) (2) スタッドボルトの確認(径、本数、配置)	● ※	施工前 施工中 施工後	2割程度	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	7.1	7.2.3 普通ボルト 7.5 普通ボルト接合	7.5 普通ボルト接合	
					△	△	△	△	△	△					
7.10 スタッド溶接(施工)	(1) 外観の確認(アンダーカット・仕上り高さ・割れ) (2) 打撃曲げ試験の確認(曲げ角度・割れ) (3) 不完全スタッド溶接の補修状態	● ※	施工中 施工後	2割程度	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	7.2 7.3	7.7 スタッド溶接及びビディング プレート溶接	7.7 スタッド溶接及びビディング プレート溶接	
					○	○	○	○	○	○					
					○	○	○	○	○	○					
					○	○	○	○	○	○					
7.11 鉄骨置方	(1) アンカーボルトの確認(位置、定着長さ、固定、養生、柱底出しモルタルの厚さ) (2) 置方精度の確認(柱の割れ、スパン長さ、梁の清曲、接合部精度)	● ※	施工前 施工中 施工後	2割程度	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	7.2	7.10 工事現場施工	7.10 工事現場施工	
					○	○	○	○	○	○					
7.12 耐火被覆(材料)	(1) 工法及び材料規格の確認(吹付け、耐火板、耐火巻付け)	● ※	施工前	全数	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	7.1	7.9 耐火被覆	7.9 耐火被覆	
					△	△	△	△	△	△					
7.13 耐火被覆(施工)	(1) 下地の確認(理吉巻、付着油の除去) (2) 被覆の厚さ、ピン長さ、耐火表示等の確認	● ※	施工中・施工後	2割程度	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	7.2	7.9 耐火被覆	7.9 耐火被覆	
					○	○	○	○	○	○					
7.14 耐火被覆(材料)	(1) 規格・種類の確認	● ※	施工前	2割程度	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	7.1	7.8 耐火被覆	7.8 耐火被覆	
					△	△	△	△	△	△					
7.15 耐火被覆(材料)	(1) 未塗装範囲の確認 (2) 塗装補修部分の確認	● ※	施工中・施工後	2割程度	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	7.2	7.8 耐火被覆	7.8 耐火被覆	
					○	○	○	○	○	○					
7.16 溶融亜鉛めっき	(1) めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、鋼の腐食状態の確認 (2) 溶融亜鉛めっき高力ボルトの確認 (磨耗面の処理、巻付け(マスキングのずれ、ナット回転量、ボルト余長))	● ※	施工中・施工後	2割程度	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	7.2	7.12 溶融亜鉛めっき工法	7.12 溶融亜鉛めっき工法	
					○	○	○	○	○	○					

● 特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公衆衛生建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書			
8	8.1 各種工事の施工計画	(1) 製作要領書、施工計画書の確認		施工前	全数	◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
	8.2 コンクリートブロック(材料)	(1) コンクリートブロックの強度(規格、種類、寸法) (2) モルタルの強度(規格、種類、割合)		施工前	2割程度	△	△	△	△	8.1	8.2 補強コンクリートブロック造	8.2 補強コンクリートブロック造		
	8.3 コンクリートブロック(施工)	(1) 配筋の強度(径、間隔) (2) まぐさ受け補強の強度		施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	8.2	8.3 コンクリートブロック造の配筋及び コンクリートブロックの強度及び 崩壊	8.3 コンクリートブロックの配筋及び 崩壊		
	8.4 ALCパネル(材料)	(1) ALCパネル等の強度(規格、種類、寸法、耐火材料等) (2) 取付け金物の強度(規格、種類、寸法)		施工前	2割程度	△	△	△	△	8.1	8.4 ALCパネル	8.4 ALCパネル		
	8.5 ALCパネル(施工)	(1) 漏込(取付け金物、耐火材料の充填、開口補強材、耐火材の充填、耐火材の充填、耐火材の充填、耐火材の充填) (2) 欠損部の補修確認		施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	8.2	8.4 ALCパネル	8.4 ALCパネル		
	8.6 押出成形セメント板(材料)	(1) 押出成形セメント板等の強度(規格、種類、寸法、耐火材料等) (2) 取付け金物の強度(規格、種類、寸法)		施工前	2割程度	△	△	△	△	8.1	8.5 押出成形セメント板 (ECP)	8.5 押出成形セメント板 (ECP)		
	8.7 押出成形セメント板(施工)	(1) 漏込(取付け金物、耐火材料の充填、開口補強材、耐火材の充填、耐火材の充填、耐火材の充填、耐火材の充填) (2) 欠損部の補修確認		施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	8.2	8.5 押出成形セメント板 (ECP)	8.5 押出成形セメント板 (ECP)		

● 特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認							
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書			工事写真	工事監理ガイドライン
9 防水工事 ①	9.1 防水工事の施工計画			施工前	全数	◎						1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等		
	9.2 アスファルト防水(材料)	(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度	△		△		△	9.1				
	9.3 アスファルト防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修)		●	施工中・施工後	2割程度	○			○	○	—			
		(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)		● ※		2割程度	○			○	○	9.2	9.2 アスファルト防水	9.2 アスファルト防水	
		(3) ルーフフィンク覆りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け)		● ※		2割程度	○				○	○	—		
		(4) 外断熱範囲の確認		●		2割程度	○				○	○	—		
		(5) 押えコンクリート目地の確認		●		2割程度	○				○	○	—		
		(6) 押えコンクリート溶接金網の確認		●		2割程度	○				○	○	—		
	9.4 改質アスファルト防水(材料)		(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度	△		△		9.1				
	9.5 改質アスファルト防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修)		●	施工中・施工後	2割程度	○			○	○	—			
		(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)		● ※		2割程度	○				○	9.2	9.3 改質アスファルトシート防水	9.3 改質アスファルトシート防水	
		(3) ルーフフィンク覆りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け)		● ※		2割程度	○				○	○	—		
(4) 外断熱範囲の確認			●	2割程度		○				○	○	—			
(5) 押えコンクリート目地の確認			●	2割程度		○				○	○	—			
(6) 押えコンクリート溶接金網の確認			●	2割程度		○				○	○	—			
9.6 合成高分子系ルーフィングシート防水(材料)		(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度	△		△		9.1					
9.7 合成高分子系ルーフィングシート防水(施工)	(1) 下地の確認(下地補修)		●	施工中・施工後	2割程度	○			○	○	—				
	(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)		● ※		2割程度	○				○	9.2	9.4 合成高分子系ルーフィングシート防水	9.4 合成高分子系ルーフィングシート防水		
	(3) ルーフフィンク覆りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け)		● ※		2割程度	○				○	○	—			
	(4) 外断熱範囲の確認		●		2割程度	○				○	○	—			
9.8 塗膜防水(材料)		(1) 規格、種類、厚さの確認		施工前	2割程度	△		△		9.1					
9.8 塗膜防水(施工)	(2) 指定材料の規格確認(機材の品質判定基準)		● ※	施工中・施工後	2割程度	△		△		9.1					
	(1) 下地の確認(下地補修)		●		2割程度	○			○	○	—	9.5 塗膜防水	9.5 塗膜防水		
	(2) 下地の乾燥状態の確認(含水率測定)		●		2割程度	○				○	9.2				
		(3) 使用量及び厚さの確認		施工中・施工後	2割程度	○			○	○	—				

区分	監理項目 (本字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法					(参考)		
						立会確認		書類確認			工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書			
9 防 水 工 事 ②	9.10 シーリング(材料) 9.11 シーリング(施工)	(1) 規格、種類の確認		施工前	2割程度	△	△	△	△	9.1			
		(1) 施工時の気象確認		施工前・施工中 ・施工後	全数	◎		◎	◎				
		(2) 目地寸法の確認(幅、深さ)		施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	9.2	9.7 シーリング	9.7 シーリング	
		(3) 接着力の確認(引張接着性試験、簡易接着性試験)		施工後	2割程度	○	○	○	○				
1 0 石 工 事	9.12 外壁からの雨漏れの有無の確認 10.1 石工事の施工計画 10.2 石(材料)	(1) 施工後の確認(充填、覆化、接着)		施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○				
		(1) 漏水箇所の有無の確認	● ※	降雨翌日 (外壁仕上げ前)	全数	◎		◎	◎	—	—	63.9 仕上施工前におけるひび割 れ補修	
		(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎		—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
		(1) 石材の確認(規格、種類、形状、色調、仕上げ)		施工前	2割程度	△		△	△				
1 0 石 工 事	10.3 石(施工)	(2) モルタルの確認(規格、種類、割合)		施工前	2割程度	△		△	△	10.1	10.2 材料	10.2 材料	
		(3) 取付け金物の確認(規格、種類、形状)		施工前	2割程度	△		△	△				
		(1) 下地の確認(鉄筋、アンカー、取付け金物、錆止め)		施工前	2割程度	○	○	○	○				
		(2) 裏面処理の確認		施工中 施工後	2割程度	○	○	○	○	10.2	10.3 外壁施工法 10.4 内壁空積工法 10.5 乾式工法 10.6 床及び階段の石張り 10.7 特殊部位の石張り	10.3 外壁施工法 10.4 内壁空積工法 10.5 乾式工法 10.6 床及び階段の石張り 10.7 特殊部位の石張り	
1 1 タ イ ル 工 事	11.1 タイル工事の施工計画 11.2 タイル(材料)	(4) 施工計画書及び公共住宅建設工事共通仕様書等に定められた施工手順を確認	●	施工中	2割程度	○				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
		(1) 施工計画書の確認		施工前	全数			◎					
		(1) タイル製品の確認(規格、種類、形状、色調、裏足の形状及び寸法)		施工前	2割程度	△		△	△	11.1	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り	
		(2) 取付けモルタル・接着剤の確認(規格、種類、割合)		施工前	2割程度	△		△	△	11.1	11.3 接着剤による陶磁器質タイ ル張り	11.3 接着剤による陶磁器質タイ ル張り	
1 1 タ イ ル 工 事	11.3 タイル(施工)	(3) 目地材の確認(規格、種類)		施工前	2割程度	△		△	△	—			
		(1) 下地の確認(コンクリート素地面の状態、下地モルタル厚さ、伸縮継目条)		施工中・施工後	2割程度	○			○	11.2	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り	11.2 セメントモルタルによる陶磁 器質タイル張り	
		(2) タイル理子の養生確認	●	施工中・施工後	2割程度	○			○	11.2	11.3 接着剤による陶磁器質タイ ル張り	11.3 接着剤による陶磁器質タイ ル張り	
		(3) 外壁の確認(割れ、欠け、目地の塗り、平たんさ)	●	施工中・施工後	2割程度	○			○				
1 1 タ イ ル 工 事	11.4 タイル型枠先付け(施工)	(1) 取付け状態の確認		施工中・施工後	2割程度	○			○	11.2	11.4 陶磁器質タイル型枠先付け	11.4 陶磁器質タイル型枠先付け	
		(2) タイル理子の養生確認		施工中・施工後	2割程度	○			○				
		(3) 外壁の確認(割れ、欠け、目地の塗り、平たんさ)		施工中・施工後	2割程度	○			○				
		(1) 接着剤試験結果の確認(試験結果報告書)	●	施工後	全数				◎	11.3	11.1.5 施工後の確認及び試験	11.1.5 施工後の確認及び試験	

●特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」に定めのある方法として、立会い等により特に念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (本字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)								
						立会確認	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)				
1 2 木工事	12.1 木工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数		◎						1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等						
	12.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 木材の確認(規格、樹種、形状、寸法、含水率)		● ● ● ●	施工前 施工中 施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		(2) 金物の確認(規格、形状、寸法、防錆処理)					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		(3) 釘、ビスピッチの確認					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(4) 軸組取付け間隔の確認					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(5) 下地補強材の確認					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(6) 表面仕上げの確認					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	(7) 防塵、防虫、防蟻処理(塗布量)の確認		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
(8) 軸組検討会チェックシートの確認		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
12.3 木材(先行住宅以外の材料)	(1) 木材の確認(規格、樹種、形状、寸法、含水率)			施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
12.4 木材(先行住宅以外の施工)	(2) 金物の確認(規格、形状、寸法、防錆処理)			施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				
	(1) 釘、ビスピッチの確認			施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	(2) 軸組取付け間隔の確認		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(3) 下地補強材の確認		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(4) 表面仕上げの確認		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(5) 防塵、防虫、防蟻処理(塗布量)の確認		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(6) 防塵、防虫、防蟻処理(塗布量)の確認		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
13.1 屋根及びびとい工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認			施工前	全数		◎						1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等						
1 3 屋根及びびとい工事	13.2 長尺金属板葺・化粧スレート葺及び厚形スレート葺・折板葺・粘土瓦葺(材料)	(1) 規格、材質、寸法、長さの確認		施工前	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		(2) 覆付け金物の確認(材質、形状、防錆処理)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	13.3 長尺金属板葺・化粧スレート葺及び厚形スレート葺・折板葺・粘土瓦葺(施工)	(3) 下葺材の確認(規格、種類)		● ※	施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		(1) 下葺きの確認(重ね合わせ)					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	13.4 とい(材料)	(2) 各部の納まりの確認(覆付け間隔、柱木の取付け)		●	施工前	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		(1) 規格、材質、材質、寸法、径、長さの確認					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	13.5 とい・防火区画貫通部の処理(施工)	(1) 防火区画貫通部の処理			施工前	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		(2) 防塵処理の確認			施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(3) ルーフドレン、掃除口の確認				施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
13.6 といの漏水試験	(1) 漏水試験結果の確認			施工後	全数					◎										

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書」に定めのある方法として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目

※ 複数監理が行う事項 … 監理業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監理員により実施される項目

● 特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認	目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	工事監理ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公中住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
1 4 金 風 工 事	14.1 金風工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数	◎	◎					1.2.2 施工計画書	総則編14.2 施工計画書等			
	14.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 軽量鉄骨天井、壁下地の確認(規格、材質、種類、形状、寸法)		施工前	全数	◎	◎				14.1					
		(2) ビスピッチの確認	●	施工中	全数	◎										
		(3) 軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認	●	施工中	全数	◎										
		(4) 下地補強材の確認	●	施工後	全数	◎										
		(5) 軸組検討会チェックシートの確認	●	施工後	全数	◎										
		(6) 軸組検討会チェックシートの確認	●	施工後	全数	◎										
	14.3 軽量鉄骨天井、壁下地(先行住宅以外の確認)	(1) 規格、材質、種類、形状、寸法の確認		施工前	2割程度	○	○				14.1			14.4 軽量鉄骨壁下地 14.5 軽量鉄骨天井下地		
	14.4 軽量鉄骨天井、壁下地(先行住宅以外の施工)	(1) ビスピッチの確認		施工前	2割程度	○	○									
		(2) 軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認		施工中	2割程度	○	○									
		(3) 下地補強材の確認		施工中	2割程度	○	○									
		(4) 壁下地有効幅、天井高さの確認		施工中・施工後	2割程度	○	○									
		(5) 開口補強部の確認(開口部の種類・補強)		施工中	2割程度	○	○					14.2				
		(6) 溶接部の確認(スラグ除去・防錆処理)		施工中	2割程度	○	○									
(7) 天井下地材の補強の確認(ブレース・吊材の配置)			施工中	2割程度	○	○										
14.5 金属成形板張り(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認		施工前	2割程度	○	○				14.1						
14.6 金属成形板張り(施工)	(1) 補付、下地の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				14.2			14.6 金属成形板張り			
14.7 アルミ・アルミニウム製柱木(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認		施工前	2割程度	○	○				14.1						
14.8 アルミ・アルミニウム製柱木(施工)	(1) 固定金具間隔、固定の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				14.2			14.7 アルミ・アルミニウム製柱木			
14.9 手すり及びびたラップ(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認		施工前	2割程度	○	○				14.1						
14.10 手すり及びびたラップ(施工)	(1) 位置、固定度、手すりの高さの確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				14.2			14.8 手すり及びびたラップ			
14.11 あと施工アンカー(材料)	(1) 材質、形状、寸法の確認		施工前	2割程度	○	○				14.1						
14.12 あと施工アンカー(施工)	(1) 掘孔深さ、溝掘、埋め込み深さ、グラウト充填の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○				14.2			14.1.3 あと施工アンカー			
1 5 左 官 工 事	15.1 左官工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数		◎						1.2.2 施工計画書	総則編14.2 施工計画書等		
	15.2 モルタル塗り(材料)	(1) モルタル等の確認(種別、品質、割合)		施工前	2割程度	△					15.1					
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)		施工前	2割程度	△									15.2 モルタル塗り	
	15.3 モルタル塗り・せつこプラスター塗り(施工)	(1) 下地の確認(目荒らし・水洗い)		施工中・施工後	2割程度	○	○				15.2					
(2) 仕上りの確認(むら・継ぎ・平たんさ)			施工中・施工後	2割程度	○	○										
15.4 床コンクリート直均し仕上げ	(1) 仕上りの確認(むら・平たんさ)		施工中・施工後	2割程度	○	○				15.3			15.3 床コンクリート直均し仕上げ			

区分	監理項目 (本字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法					工事監理 ガイドライン	(参考)	
						立会確認		書類確認					
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書			施工記録書
1 6 建 具 工 事	16.1 建具工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	—	1.2.2 施工計画書 総則編1.4.2 施工計画書等	
	16.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 建具の材質、形状、表面処理、仕上げ等の確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.6 木製建具、その他 16.7 建具用金物
		(2) ガラスの規格、形状、厚さの確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	
		(3) シーリング材、ガスケット(規格、種類、防火性能)		施工中	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	
		(4) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	
		(5) アンカーの状況確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	
		(6) 捨廻りの防火区画の処理確認(モルタル詰め、ロックウール詰め)		施工中	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	
		(7) 機能の確認(特定防火設備の自動閉鎖装置)		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	
		(8) 組立、作動状態の確認	●		全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	
		(9) 網入ガラスの小口防錆処理確認			全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	
(10) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認		●		全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—		
16.3 建具(先行住宅以外の材料)	(1) 材質、形状、規格、性能の確認			施工前	2割程度	○	○	○	○	○	16.1	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.5 ステンレス製建具 16.6 木製建具、その他 16.7 建具用金物	
	(2) ガラスの規格、形状、厚さの確認			施工前	2割程度	○	○	○	○	○	—		
	(3) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)			施工前	2割程度	○	○	○	○	○	—		
	(4) アンカーの状況確認(溶接アンカー間隔)			施工前	2割程度	○	○	○	○	○	—		
16.4 建具(先行住宅以外の施工)	(1) 捨廻りの防火区画の処理確認(モルタル詰め、ロックウール詰め)			施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	16.2	16.2 アルミニウム製建具 16.3 樹脂製建具 16.4 鋼製建具 16.5 ステンレス製建具 16.6 木製建具、その他 16.7 建具用金物	
	(2) 機能の確認(特定防火設備の自動閉鎖装置)			施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	—		
	(3) 組立、作動状態の確認			施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	—		
	(4) ガラスの規格、形状、厚さの確認			施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	—		
16.5 ガラス(先行住宅以外の材料)	(1) 網入ガラスの小口防錆処理の確認			施工前	2割程度	○	○	○	○	○	16.1	16.8 ガラス	
	(2) ガラスの規格、形状、厚さの確認			施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	—		
16.7 ガラスブロック(材料)	(1) 規格、種類、形状の確認			施工前	2割程度	○	○	○	○	○	16.1	16.14.5 ガラスブロック積み	
	(2) 目地寸法、力量間隔の確認			施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	16.2		

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監理が行う事項 … 監理業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監理員により実施される項目

● 特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (本字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字:告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認						
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書		工事写真	
18 塗装工事	17.1 カーテンウォール工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認	●	施工前	全数	◎						1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	17.2 メタルカーテンウォール(材料)	(1) 金属(規格、材質、形状、寸法、断面、色)の確認 (2) シーリング、ガラス、断熱材、取付け金物(規格、種類、寸法)の確認		施工前	2割程度 2割程度	○ ○	○ ○					17.1		
	17.3 メタルカーテンウォール(製作)	(1) 取付け金物(表面処理)の確認 (2) 形状、寸法、仕上げ、取付けの固さ		施工前	2割程度 2割程度	○ ○	○ ○					17.2		
	17.4 メタルカーテンウォール(施工)	(1) 取付け(躯体付け金物の強度と精度、溶接後の磨止め、耐火被覆、防火区画の処理)の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○					17.2		
	17.5 PCカーテンウォール(材料)	(1) コンクリート(品質、種類、強度、スランプ、単位水量、割合)の確認 (2) 鉄筋(規格、種類、径)の確認 (3) 補強鉄線、シーリング、耐火目地材、取付け金物(規格、種類、寸法)の確認		施工前	2割程度 2割程度 2割程度	○ ○ ○	○ ○ ○					17.1	17 カーテンウォール工事	
	17.6 PCカーテンウォール(製作)	(1) 取付け金物(表面処理)の確認 (2) 形状、寸法、仕上げ、取付けの固さ (3) 鉄筋の組立(配筋位置、継手、定着、かぶり厚さ)の確認		施工前	2割程度 2割程度 2割程度	○ ○ ○	○ ○ ○					17.2		
	17.7 PCカーテンウォール(施工)	(1) 取付け(躯体付け金物の強度と精度、溶接後の磨止め、耐火被覆、防火区画の処理)の確認		施工中・施工後	2割程度	○	○					17.2		
	18.1 塗装工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数		◎					—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
	18.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認 (2) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ) (3) 塗料種類、塗り回数 (4) 外観(色調・塗りむら)の確認 (5) 軸組及び仕上検討シート確認		施工中・施工後	全数 全数 全数 全数 全数	◎ ◎ ◎ ◎ ◎						18.1 18.2	—	17 章 塗装工事
	18.3 塗装(先行住宅以外の材料)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認		施工中・施工後	2割程度	△						18.1		
	18.4 塗装(先行住宅以外の施工)	(1) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ) (2) 塗料種類、塗り回数 (3) 色調・塗りむらの確認		施工中・施工後	2割程度 2割程度 2割程度	○ ○ ○	○ ○ ○					18.2	18 章 塗装工事	17 章 塗装工事
	19 仕上塗材工事の施工計画	(1) 施工計画書の確認		施工前	全数		◎					—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等
	19.2 仕上塗材(材料)	(1) 規格、種類、色、防火材料の指定又は認定の確認		施工前	2割程度	△						—	—	—
	19.3 仕上塗材(施工)	(1) 下地の確認(乾燥、汚れ、平滑さ) (2) 塗料種類、塗り回数 (3) 模様・色調・つやの確認		施工中・施工後	2割程度 2割程度 2割程度	○ ○ ○	○ ○ ○					15.2	15 章5節 仕上塗材仕上げ	18 章 仕上塗材工事



●特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書」に定めのある方法として、立会い等により特に念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※複数監理が行う事項 … 監理業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監理員により実施される項目

区分	監理項目 (本字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会い確認		書類確認						
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書			
20 内 装 工 事 ②	20.11 カーペット敷き(材料)	(1) 規格、種類、厚さ、色、模様、防汚性の確認		施工前	2割程度	△		△			△	19.1	19.3 カーペット敷き	—
	20.12 カーペット敷き(施工)	(1) 下地面の清掃、接着性の確認		施工中・施工後	2割程度	○			○		○	19.2		
	20.13 合成樹脂塗床(材料)	(1) 規格、種類、色、模様の確認		施工前	2割程度	△		△			△	19.1	19.4 合成樹脂塗床	19.8 合成樹脂塗床
	20.14 合成樹脂塗床(施工)	(1) 下地の確認(不陸・清掃・含水率等) (2) 塗付け、仕上げの確認		施工前	2割程度	○				○	○	19.2		
	20.15 フローリング張り(材料)	(1) 規格、種類、寸法、厚さの確認		施工中・施工後	2割程度	○				○	○	19.1	19.5 フローリング張り	19.4 複合フローリング張り
	20.16 フローリング張り(施工)	(1) 仕上げ、養生の確認		施工中・施工後	2割程度	○				○	○	19.2		
	20.17 畳敷き(材料)	(1) 種類、防虫処理の確認		施工前	2割程度	△				△	△	19.1	19.6 畳敷き	19.5 畳敷き
	20.18 畳敷き(施工)	(1) 畳ごしおろし、敷きこみの確認		施工中・施工後	2割程度	○					○	19.2		
	20.19 壁紙張り(材料)	(1) 規格、種類、色、模様、防火性能の確認 (2) 接着剤(規格・種類)の確認		施工前	2割程度	△		△			△	19.1		
	20.20 壁紙張り(施工)	(1) 不燃性表示マークの確認 (2) 仕上り状態(しわ、ふくれ、はがれ)の確認		施工中・施工後	2割程度	○					○	19.2	19.8 壁紙張り	19.10 壁紙張り

●特に報告を求めらるる事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※複数監理が行う事項 … 監理業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監理員により実施される項目

区分	監理項目 (本字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を求めらるる事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公住住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)	
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書				工事写真
2 1 部 品 ・ そ の 他 工 事	21.1 各種工事の施工計画	(1) 製作要領書、施工計画書の確認		施工前	全数	○	○	○	○	○	○	—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等	
	21.2 先行住宅(材料及び施工)	(1) 規格、材質、種類の確認			施工前	全数	○	○	○	○	○	○			
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)			施工中	全数	○	○	○	○	○	○			
		(3) 固定状況の確認	●		施工後	全数	○	○	○	○	○	○	—	—	20.2.2 浴室ユニット 20.2.3 キッチン・キッチンキャビネット
		(4) 可動部の作動確認				全数	○	○	○	○	○	○			
		(5) 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認	●			全数	○	○	○	○	○	○			
	21.3 ユニットバス・キッチンキャビネット(材料)	(1) 規格、種類、形状の確認			施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△	—	—	—
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)				2割程度	△	△	△	△	△	△	—	—	20.2.2 浴室ユニット 20.2.3 キッチン・キッチンキャビネット
	21.4 ユニットバス・キッチンキャビネット(施工)	(1) 固定状況の確認			施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	—	—	—
		(2) 可動部の作動確認				2割程度	○	○	○	○	○	○	—	—	—
	21.5 手すりユニット(材料)	(1) 材質、種類、形状、寸法、表面処理の確認			施工前	2割程度	○	○	○	○	○	○	—	—	—
		(2) 指定材料の規格確認(機材の品質・性能基準)				2割程度	○	○	○	○	○	○	—	14.8 手すり及びびラップ	20.2.5 手すりユニット 20.2.6 補助手すり
	21.6 手すりユニット(施工)	(1) 手すりの位置、固定状況、高さの確認			施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	—	—	—
	21.7 各種部品(材料)	フリーアクセスフロア可動間仕切、移動間仕切、トイレ ブース、階段止り止め、床目地盤、異径及びホウライボ ード、鏡、表示、扉、扉枠、扉枠、扉枠、扉枠、扉枠、扉 スクリーン、カーテン及びカーテンレール	(1) 規格、材質、種類の確認		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△	20.1		
			(2) 形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度の確認		施工中	2割程度	△	△	△	△	△	△	—	—	—
(3) 取付け(躯体付金物の強度と精度、溶接後の錆止め)の確認				施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	—	—	
21.8 各種部品(製品、施工)	フリーアクセスフロア可動間仕切、移動間仕切、トイレ ブース、階段止り止め、床目地盤、異径及びホウライボ ード、鏡、表示、扉、扉枠、扉枠、扉枠、扉枠、扉 スクリーン、カーテン及びカーテンレール	(1) 取付け金物(表面処理)の確認		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△	—	—	—	
		(2) 形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度の確認		施工中	2割程度	△	△	△	△	△	△	—	—	—	
		(3) 取付け(躯体付金物の強度と精度、溶接後の錆止め)の確認		施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	—	—	—	

区分	監理項目 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)					
						立会確認		書類確認				工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (平成25年版)	公事住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)			
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書				工事写真		
2 P C 工 法 に よ る 工 事	22.1 PC工事の施工計画	(1) 製造工場の確認		施工前	全数			◎				—	1.2.2 施工計画書	総則編1.4.2 施工計画書等			
		(2) 施工計画書の確認				全数			◎								
	22.2 PC工法(材料)	(1) 鉄筋の確認(種類、径、規格証明書、タグプレート)及びトラス筋の確認	(1) コンクリートの配合、強度試験結果確認		施工中	2割程度			△		△		20.1				
			(2) コンクリートの配合、強度試験結果確認				2割程度			△		△		—			
	22.3 PC工法(製品)	(1) 検査済み表示の確認	(1) 検査済み表示の確認		施工中	2割程度					○						
			(2) 取付け金物(鉄面処理)の確認			2割程度					○			20.2			
			(3) 形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定性の確認			2割程度					○					20.3.2 材料 20.3.3 製作 20.3.4 養生その他	21章 PC工法による工事
			(4) ひび割れ・欠損の有無の確認			2割程度					△						
	22.4 PC工法(施工)	(1) 組立て位置、建入れ精度(水平・垂直)、ひび割れ・破損の有無の確認	(5) 工場製造自主検査記録		施工中、施工後	2割程度						△					
			(1) 組立て位置、建入れ精度(水平・垂直)、ひび割れ・破損の有無の確認			2割程度					○						
			(2) 取付け(鉄体付け金物の強度と精度)の確認			2割程度					○			20.2			
			(3) 取付け金物の溶接後の外観、磨止め、超音波探傷試験の確認	●		2割程度					○		○				
		(4) スリーブ接合のグラウト充填確認	●		2割程度												

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書」における「設計図書」に定めのある方法として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目

※ 複数監理員が行う事項 … 監理業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監理員により実施される項目

# 工事監理標準（電気編） 平成27年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示8号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求めらるる事項」、  
「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

### ○工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な数量を設定する必要がある。
2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

#### (1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

#### (2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、品質計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、検査証明書、合格証、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事的物の物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）及び機材搬入報告書による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

◎：全数

○：2割程度（標準）

△：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法								
				立会確認 目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真		
内容①	●	施工前	全数	◎								
内容②		施工中 施工後	2割程度	○	○							
内容③		施工後	2割程度	△	△							

← 対象となる内容①を「目視」(◎) による立会確認により全数について行う。

← 対象となる内容②を、「目視」(○) 又は「計測」(○) による立会確認及び「施工記録書」(○) 又は「工事写真」(○) による書類確認によって2割程度について確認を行う。

← 対象となる内容③を、機材等の規格毎に「目視」(△) 又は「計測」(△) による立会確認及び「施工記録書」(△) 又は「工事写真」(△) による書類確認によって2割程度について確認を行う。

区分	監理項目 (太子・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太子・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認							
						目	視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書		施工記録書	工事写真	
1.1 機材		(1) 規格、仕様、仕様書、塗装色、関係法令適合品表示、ホルムアルデヒド等の発散、防火区画貫通部に用いる材料の種類(認定を受けた材料を含む)		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【総則編1.5機材】 【電気編1.1.7】 機材の確認及び試験 【電気編1.2.2】 現場塗装の種類及び工法			
						◎	◎	◎	◎	◎	◎	【一般共通事項1.4.2】 機材の品質等 【一般共通事項1.4.3】 機材の搬入 【一般共通事項1.4.4】 機材の検査等 【一般共通事項1.4.5】 機材の検査に付随試験			
1.2 施工		(1) 認定を受けた工法、図への添、埋設部(位置、寸法、材料・勾配・支持・接合状態、機器接続状態)の確認 (2) 資格(電気保安技術者)の確認 (3) 完成状態(納付け、取付け、設置固定・防火区画貫通部の処理)、機器の個別運転確認、動力系統のシミュレーション、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調度(遠方発信インデータロップ・故障表示を含む)の確認 (4) 関連工事の確認(土工事、掘削工事、コンクリート工事、左官工事、修繕(機材)工事は建築工事に準ずる)		施工前・施工中・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【一般共通事項1.5.2】 一工程の施工の確認及び報告 【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告			
				施工前・施工中	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【一般共通事項1.3.2】 電気保安技術者		
				施工前・施工中・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告	
				施工前・施工中	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【一般共通事項1.5.2】 施工の立会い等 【一般共通事項2.2.1】 一般事項 【一般共通事項2.4.1】 一般事項 【一般共通事項2.6.1】 一般事項	
				施工前・施工中・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告
				製作前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【電気編1.1.9】 製作図面の提出 【電気編1.1.11】 取扱説明書
1.3 材料及び施工品質		(1) 仕様書に添える確認(経路経路、耐腐性、接地抵抗など【公共住宅建設工事共通仕様書電気編1.1.8】工事の取扱いに示す事項の試験) (2) 取扱い、説明書の確認(納入の方法含む)		製作前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【電気編1.1.5】 施工の確認及び報告			
				製作前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【電気編1.1.11】 取扱説明書		
1.4 試験		(1) 仕様書に添える確認(経路経路、耐腐性、接地抵抗など【公共住宅建設工事共通仕様書電気編1.1.8】工事の取扱いに示す事項の試験) (2) 総合性能機能試験に係る確認(体積電線、防火線合、自動消防設備、中央監視設備、総合台、セキュリティ設備、水質測定設備(防凍工事間の運動制御)、計量観音)		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【一般共通事項1.5.3】 施工の検査等 【一般共通事項1.5.4】 施工の検査に付随試験			
				施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【一般共通事項1.5.3】 施工の検査等 【一般共通事項1.5.4】 施工の検査に付随試験	



区分	監理項目 (太子・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太子・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)						
						立会確認		書類確認										
						目	視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書		施工記録書	工事写真				
2.2 施工		(4) 埋設管の埋設 ・深さ(位置・掘り入れ深さ・掘り入れ位置) ・長さ(長さ・掘削長さ・支保工) ・支保工(許容耐力・支保工)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	Q	Q	○	○			Q	○	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年版)			
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	【電力設備工事2.18.1】 施工の立会い
2.3 材料及び施工品質		(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認 (2) ハンドホール内を含む外壁貫通部の防水処理方法及びケーブル敷設状況(材料及び施工方法)の確認 (3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認		施工後	全数	○	○	○	○	○	○	○	○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年版)			
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	
2.4 試験		各種試験に係る確認 ・照度器具(点灯・照度測定(測定箇所の指示)・照度制御装置の動作試験) ・コンセンタ(特性・回路) ・分電盤・制御盤・OAG分電盤・開閉器類(動作特性・シーケンス・外観・構造) ・動力設備(相伝・空母・電動・インターロック・警報・回路の動作・照度制御装置及び保護継電器の測定・電流計・赤指示灯の設定)		施工後	全数	○	○	○	○	○	○	○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年版)				
						○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い		
		(2) 接地抵抗の計測確認及び動作状況の確認 ・接地抵抗試験 ・短絡等時の導通試験及び絶縁抵抗試験		施工後	全数	○	○	○	○	○	○	○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年版)				
						○	○	○	○	○	○	○	○		○	【電力設備工事2.18.2】 施工の取扱い		

区分	監理項目 (太子・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太子・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)			
						立会確認		書類確認							
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書		工事写真		
3 受変電設備工事	3.1 機材	(1) 規格、材質、寸法、検閲記録、検査履歴の確認 ・受変電設備の取付等 ・保護継電器(地絡、過電流)の保護協調品線の確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)			
			(2) ダクト、ラックその他の工作物の塗装色の協議	施工前	2割程度	△						【電気編3.12.5】 塗装			
	3.2 施工	(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【受変電設備工事2.3.1】 施工の立会い			
			(2) 配線の確認 ・機材への接続	施工前・施工中 ・施工後	全数		◎								
	3.3 材料及び施工品質	(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(箇所の指示) ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認	(1) 防水区画貫通部の防水処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	△						【受変電設備工事2.3.1】 施工の立会い		
			(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【受変電設備工事2.3.1】 施工の立会い		
			(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
			3.4 設置	各種試験計測の確認 ・配線遮断器、計器、継電器、遮断器、変圧器、コンデンサ、避雷器(動作・履歴)	(1) 受変電設備の機材単体の試験 ・構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、接地抵抗)	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【電気編3.11.1】 機材の試験
					(3) キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ等の試験		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【電気編3.11.1】 機材の試験
			3.5 受変電設備用付属品	(4) 工事の試験に係る確認	自家用電気室用付属品の確認 ・指示板の記載内容の指示		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	【電気編3.15.1】 工事の試験
(1) 自家用電気室用付属品		引渡し前				全数	◎						【電気編3.10.3】 自家用電気室用付属品		



区分	監理項目 (太子・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太子・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認						書類確認		工事監理 ガイドライン	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真				
5 発電設備工事	5.1 機材	<b>発電装置の確認</b> ① 実施 ・規格、寸法、連続定格出力、絶縁距離、配管材料(規格・材質・寸法) ② 架電機 ・規格、形式 ③ 原動機 ・規格、形式、構造 ④ 配電盤 ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		② 植機附属装置(規格、材質、寸法)の確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		<b>据付けの確認</b> ・アンカーボルト、防振措置、支持、腐蝕と塵埃の排除 ・ディーゼル発電装置等の施工(基礎の強度)の確認 ・基礎コンクリート打設前に基づく図の協議		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎			【電気編5.13.1】 基礎		
		<b>配管・配線の確認</b> ① 配管(保護・支持・防振措置) ・重層置(規格・寸法) ・機軸への接続 ② 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い・箇所)の指示 ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認	●	施工前・施工中・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	○			【発電設備工事2.7.1】 施工の立会い	
5.3 材料及び施工品質		(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工前・施工中・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
5.4 試験		<b>始動停止、充気、充電、燃費消費率、振動、保安装置、圧力、ばい煙測定、騒音測定に係る確認</b>		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎			【発電設備工事2.7.2】 ディーゼル発電設備等の試験		
		現地総合試験・機器単体試験及び騒音測定に係る確認 ・各種機器の動作状況、試験結果記録の確認及び騒音測定の確認 ・原動機と発電機を組合せた状態の性能試験(過回転耐力試験、調速機試験、保安装置試験、始動停止試験、速度特性試験、負荷試験、燃料消費率試験) (原動機、配電盤、補機付風装置、防火電源、系統連系、燃料電池発電装置、熱供給発電装置(ノーゼンション装置)の確認) ・小出力発電装置の構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、起動・停止、効率、損失、出力率(連系運転時)、交流出力電流・電圧ひずみ率、自立運転時)、保護装置特性、単独運転輸出機能)	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎			【発電設備工事1.10.1】 ディーゼル発電装置等の試験 【発電設備工事1.10.2】 燃料電池発電装置の試験 【発電設備工事1.10.3】 熱供給発電装置の試験 【発電設備工事1.10.6】 小出力発電装置の試験		
		①太陽光発電装置の確認 ・最大出力500W以上の設備及び自家用電気工作物との連系をする場合の工事の試験 ・太陽光発電装置の機器単体試験 ・JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定されている強度(構造耐力上安全である旨の計算書等)の確認 ②太陽光発電装置の試験 ・太陽光発電装置の施工の試験 ・構造試験、性能試験(電気出力特性、絶縁抵抗、継電器特性)、機能試験(総合動作) ④太陽光発電装置の支持構造物の試験 ・構造耐力上安全である旨の計算書等の確認 ・構造試験(外觀、外形寸法、構造)		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			【電気編5.8.1】 一般事項 【電気編5.11.1】 機器単体試験 【電気編5.16.2】 太陽光発電装置の試験	



区分	監理項目 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認項目 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)	
						立会確認		書類確認					
						目	視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書		施工記録書
6.1 機材	(1) 電線類(規格・電線・太さ)の確認 電線保護管の確認 ・金属管類、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属編むび(規格・種類・太さ) ・プルボックス(材質・形式・構造・寸法) ・ケーブルラック(規格・材質・寸法)	2割程度	施工前	△	△	△	△	△	△	△	6.1 機材	公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)
				△	△	△	△	△	△	△	△		
				△	△	△	△	△	△	△	△		
				△	△	△	△	△	△	△	△		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
6.2 施工	(1) ケーブルの接続(端末処理・接続状態・距離・ケーブルの接続) ・電線と機器の接続(電力・漏み防止・ターミナルボックスの状態) ・関連工事との取合い(立会い・箇所の指示)	2割程度	施工後	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.2 施工	【電気編6.10.2】 機器 【電気編6.24.1】 アンテナ設置 【電気編6.30.2】 施工 【電気編6.25.9】 事前調査	【通信・情報設備工事2.14.2】 機器の取付け 【通信・情報設備工事2.15.2】 機器の取付け 【通信・情報設備工事2.16.2】 機器の取付け 【通信・情報設備工事2.21.2】 機器の取付け
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
6.2 施工	(2) ケーブル束(光ファイバケーブルを除く)の確認 ・ケーブルラック(材質・構造・寸法) ・ケーブル束の固定(ケーブル束全体の断差調整・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重内包保護(漏れ防止・ケーブルラック・断差調整との接触防止)	2割程度	施工前・施工中 ・施工後	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.2 施工	【通信・情報設備工事2.20.2】 事前調査 【通信・情報設備工事2.28.1】 施工の立会い	【通信・情報設備工事2.20.2】 事前調査
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
6.2 施工	(3) 光ファイバケーブル束(光ファイバケーブルを除く)の確認 ・ケーブルラック(材質・構造・寸法) ・ケーブル束の固定(ケーブル束全体の断差調整・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重内包保護(漏れ防止・ケーブルラック・断差調整との接触防止)	2割程度	施工前・施工中 ・施工後	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.2 施工	【通信・情報設備工事2.20.2】 事前調査 【通信・情報設備工事2.28.1】 施工の立会い	【通信・情報設備工事2.20.2】 事前調査
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
6.2 施工	(4) 光ファイバケーブル束(光ファイバケーブルを除く)の確認 ・ケーブルラック(材質・構造・寸法) ・ケーブル束の固定(ケーブル束全体の断差調整・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重内包保護(漏れ防止・ケーブルラック・断差調整との接触防止)	2割程度	施工前・施工中 ・施工後	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.2 施工	【通信・情報設備工事2.20.2】 事前調査 【通信・情報設備工事2.28.1】 施工の立会い	【通信・情報設備工事2.20.2】 事前調査
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
6.2 施工	(5) 床上配線(ワイヤプロテクタの太さ、固定、引き出し箇所の保護)の確認 ・配線(位置、埋入れ深さ、根かせ位置) ・床裏(太さ)確認(ワイヤ束の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理) ・支線(許容引張力・支持間隔)	2割程度	施工前・施工中 ・施工後	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6.2 施工	【通信・情報設備工事2.20.2】 事前調査 【通信・情報設備工事2.28.1】 施工の立会い	【通信・情報設備工事2.20.2】 事前調査
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

区分	監理項目 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)										
						立会確認		書類確認														
						目	視	計	測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	工事監理ガイドライン	公共建設工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年度版)					
6.2 施工		<p>接地装置 ・掘削・埋戻し(深さ・層・埋戻し寸の確認) ・ケーブル・ケーブルホルダー(接続方法・配筋・型枠・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途 ・表向き) ・管敷(埋設深さ・ガス及び水配管等との距離・建築物引き込み箇所の止水処理・防食処理・埋設 ・種別シート)</p> <p>・接地極(接続・距離・埋設)の確認</p> <p>・据付け(アンカーボルト・ボルト・点検スペース、防護措置)の確認</p> <p>(10) テレレビアンテナの位置確認(テレビアンテナの位置・機種及び良否の検証)</p>		<p>施工前・施工中 ・施工後</p> <p>施工前・施工中 ・施工後</p> <p>施工後</p> <p>施工前・施工中 ・施工後</p> <p>施工後</p> <p>施工前・施工中 ・施工後</p> <p>施工後</p> <p>施工前・施工中 ・施工後</p>	<p>全数</p> <p>2割程度</p> <p>全数</p> <p>全数</p> <p>全数</p> <p>全数</p> <p>全数</p> <p>2割程度</p> <p>全数</p> <p>2割程度</p> <p>全数</p> <p>2割程度</p>	<p>◎</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>△</p> <p>◎</p> <p>△</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>6.2 施工</p> <p>6.2 施工</p> <p>6.2 施工</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>										
													6.3 材料及び施工品質		<p>(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認</p> <p>(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認</p> <p>(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認</p> <p><b>機内情報送信機(送受信機能・通信機能)の各種試験に係る確認</b></p> <p>・有線通信機(全設備)の動作確認(各種試験)の確認</p> <p>・LAN設備の試験調整及び外部接続(各種試験)の計測確認及び総括事業者の試験報告書の ・機内情報送信機(送受信機能)の形式試験(構造、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(動作)) ・UTPケーブル伝送品質の測定 ・LANケーブル伝送品質の測定(試験箇所の指示)</p> <p><b>機内交換機(基本機能・サービス機能・付加サービス機能)の各種試験に係る確認</b></p> <p>・電気通信回線に接続する端末機器(電気通信事業法に適合する旨を証明する資料の確認) ・機内交換装置の試験</p> <p><b>拡声・情報表示・誘導装置(動作)の各種試験に係る確認</b></p> <p>・インターホン・オートアロック装置の総合動作(全設備の作動状況の確認) ・マルチチャイン装置の構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧、防水)、機能試験(総合 試験) ・出退表示装置の構造試験、性能試験(電圧変動、温度上昇、絶縁抵抗、耐電圧、動作)、機能 試験(総合試験) ・時刻表示装置の構造試験、性能試験(出力信号、調針、絶縁抵抗、耐電圧、消費電流、精 度、コイルの直流抵抗、電圧変動、防水、予時針の極性・動作、時刻補正機構、警報機構)、機 能試験(総合試験) ・映像・音響装置及び拡声装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、出力、絶縁抵抗、耐 電圧、動作、インピーダンス、発熱時間、伝送周波数特性)) ・誘導装置の形式試験(構造試験、性能試験(電圧変動、絶縁抵抗、動作)、機能試験(総 合試験)) ・情報表示(時刻表示)装置の試験</p> <p><b>テレビ(出力レベル・電界強度)の各種試験に係る確認</b></p> <p>・テレビ・FM共同受信装置のテレビ画像品位及び音質・出力レベル(ブラスター系統最遠端子 の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認) ・テレビ電波障害防除装置の形式試験(電界強度、構造試験、性能試験(特性))</p> <p><b>監視カメラ(視界・画質・操作・映像記録)の各種試験に係る確認</b></p> <p>・防犯カメラ装置の画像(視界・画質・必要原形の確認) ・監視カメラ装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(総合 試験))</p>	<p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p> <p>●</p>	<p>施工後</p> <p>施工後</p> <p>施工後</p> <p>施工後</p> <p>施工後</p> <p>施工後</p> <p>施工後</p> <p>施工後</p> <p>施工後</p>	<p>全数</p> <p>2割程度</p> <p>全数</p> <p>全数</p> <p>全数</p> <p>全数</p> <p>2割程度</p> <p>全数</p> <p>2割程度</p> <p>全数</p> <p>2割程度</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>6.3 試験</p> <p>6.3 試験</p> <p>6.3 試験</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>【通信・情報設備工事1.21.1】 試験</p> <p>【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験</p> <p>【通信・情報設備工事1.21.1】 試験</p> <p>【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験</p> <p>【通信・情報設備工事1.21.1】 試験</p> <p>【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験</p> <p>【電気編6.10.2】 機器</p> <p>【電気編6.27.2】 施工</p> <p>【電気編6.25.8】 試験</p> <p>【電気編6.30.2】 施工</p>



区分	監理項目 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)		
						立会確認		書類確認						
						目	視	計測	計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	工事監理 ガイドライン
7.1 機材		(1) 電線類(規格・種類・太さ)の確認		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△	7.1 機材	—	—
		(2) 警報機、緊急到達監視制御装置、監視制御装置(構造)の確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7.1 機材	—	—
7.2 施工		(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、点検スペース、防塵措置		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7.2 施工	—	—
		(2) 配線の確認 機器への接続 ・共用部分の配管(埋込み配管、隠蔽配管)・配線施工(電線・ケーブル接続) ・関連工事との取合い(立会い・箇所指示)	●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	7.2 施工	【中央監視制御設備工事 2.3.1】 施工の立会い	—
7.3 材料及び施工品質		(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数	△	△	△	△	△	△	—	—	—
7.4 試験		(1) 監視制御装置(動作)の確認		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	7.3 試験	【中央監視制御設備工事 2.3.2】 施工の試験 【電力設備工事2.18.2】 施工の試験 【通信・情報設備工事2.28.2】 施工の試験	【電気編8.5.1】 試験	
		構造試験及び性能試験(各種試験の計画)に係る確認 ・中央監視制御装置の試験(機器本体の試験) ・警報機の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)) (2) 監視制御装置の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)) ・光ファイバーケーブル伝送損失の測定	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	

# 工事監理標準（機械編） 平成27年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示8号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求める事項」、「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

### ○工事監理標準の構成について

1. 各監理項目の確認数量は、建物規模100戸程度、先行住戸4戸程度を想定して作成している。ただし、運用にあたっては建物規模や難易度に応じた適切な監理項目・確認数量を設定する必要がある。
2. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

#### (1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事目的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

#### (2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、品質計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格证、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機械（工事目的物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）及び機材搬入報告書による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

3. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

◎：全数

○：2割程度（標準）

△：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							
				立会確認		書類確認					
				目	計	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	
内容①	●	施工前	全数	◎							
内容②		施工中 施工後	2割程度	○	○			○	○		
内容③		施工後	2割程度	△	△				△	△	

← 対象となる内容①を「目視」(◎) による立会確認により全数について行う。

← 対象となる内容②を、「目視」(○) または「計測」(○) による立会確認および「施工記録書」(○) または「工事写真」(○) による書類確認によって、それぞれ2割程度について確認を行う。

← 対象となる内容③を、機材等の規格毎に「目視」(△) または「計測」(△) による立会確認および「施工記録書」(△) または「工事写真」(△) による書類確認によって、それぞれ2割程度について確認を行う。

区分	監理項目 <b>(本表・告示第8号 工事監理ガイドラインの項目)</b>	確認内容 <b>(本表・告示第9号 工事監理ガイドラインの項目)</b>	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法					(参考)			
						立会確認	書類確認						公共建築工事監理仕様書 機材編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事通仕様書 (平成25年版)
							目視	計測	施工計画書	規格証明書				
1. 一般共通事項	1.1 工事発注者の品質管理基準の確認			工事着手前	全数	◎					—	総 1.4.2 施工計画書等		
	1.2 契約に関する届出書類の確認			工事着手前	全数	◎					—	総 1.1.8 技術者名簿の提出等		
	1.3 実施工程表			施工前 施工中	全数	◎					—	総 1.4.1 実施工程表 総 1.4.2 施工計画書等 総 1.4.3 機材他各覧による		
	1.4 総合施工計画書			工事着手前	全数	◎					—	総 1.1.9 施工体前台帳の提出等		
	1.5 施工体前			施工前 施工中	全数	◎					—	総 1.5.2 機材の品質等 機 1.1.3 機材他各覧による		
	1.6.1 機材(一般共通)			機材搬入前	全数	◎	◎				—	総 1.5.2 機材の品質等 機 1.1.3 機材他各覧による		
	1.6.2 機材(配管材料)			機材搬入前	全数	◎	◎				—	総 1.5.2 機材の品質等 機 1.1.3 機材他各覧による		
	1.6.3 機材(配管付属品)			機材搬入前	全数	◎	◎				—	総 1.5.2 機材の品質等 機 1.1.3 機材他各覧による		
	1.6.4 機材(計器その他)			機材搬入前	全数	◎	◎				—	総 1.5.2 機材の品質等 機 1.1.3 機材他各覧による		
	1.6.5 機材(機材の搬入)			機材搬入時	2割程度	△	△				—	—		
	1.7 施工(工法)			施工前	全数	◎	◎				—	—		
	1.8 製作図・施工図			機材搬入前	全数	◎	◎				—	機 1.1.5 製作図面の提出		
	1.9 完成図その他			完成時	全数	◎	◎				—	機 1.1.6 完成図その他		
				完成時	全数	◎	◎				—	機 1.1.6 完成図その他		

区分	監視項目 (本表・係表8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本表・係表8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法					(参考)			
						立会確認	書類確認							公共建築工事標準仕様書 機械備 (平成25年版)
							目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	
2 衛生 器具 設備 工事	2.1 機材(衛生器具)	(1) 仕様、仕様、選別、仕上げの確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 5.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
		(2) 取付け状態、管との接続状態、水量調整の確認	●	器具取付け後	全数 2割程度	◎					給排水空調 5.2-1)・(1.3-1)	1.3.2 総合調整	—	
	2.2 施工(器具付け、接続)	(1) アンカーボルト取付けの確認			器具取付け後	全数 2割程度	◎				給排水空調 5.2-2)	—	—	
		(2) 仕様、性能の確認			機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	給排水空調 5.1-2)	1.4.2 機材の品質等	機 3.2.15 給水システム 総 1.5.2 機材の品質等	
	3.1.1 機材(ポンプ)	3.1.2 機材(タンク)	(1) 仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	給排水空調 5.1-4)	1.4.2 機材の品質等	機 3.2.19 水槽 総 1.5.2 機材の品質等	
			(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取合いの確認(先行住宅)	●	先行住宅の 軸組完了時	全数	◎					—	—	—
		3.2.1 施工(配管及び関連工事に関する)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取合いの確認(共用部分)	●	配管完了後	全数	◎					—	—	—
			(2) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・覆り止め・埋込蓋・給戻防止・給戻処理)の確認	●	配管完了後 機器取付け後	全数 2割程度	◎					給排水空調 1.2-1)	—	—
			(3) 鋼管おし精度の確認		ねじ加工時	2割程度	△					給排水空調 2.1-6)	—	機 3.3.4 吊り及び支持 機 3.3.3 管の接合
			(4) さや管ヘッダー配管システムでさや管と樹脂管を同時に施工する場合の押し引きの確認		配管完了後 (釘打ち完了後)	2割程度	○					—	—	機 3.3.1 配管工法
(5) ウォーターハンマー防止の措置の確認				施工後	2割程度	○					給排水空調 2.1-4)	—	—	
(6) 電動通入配管の可とう性、電動エキストラクション部の状態の確認				配管完了後	全数	◎					給排水空調 2.1-4)	—	—	
3.2.2 施工(管の接合)	3.2.3 施工(埋設配管)	(1) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・覆り止め・埋込蓋・給戻防止・給戻処理)の確認		配管完了後	2割程度	○					給排水空調 2.1-4)	—	—	
		(2) 使用工具、切面等の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度	○					給排水空調 2.1-5)	—	—	
		(3) 接合(おし接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認		施工中	2割程度	△					給排水空調 2.1-5)	—	—	
		(4) 接合部の養生状態、差込み長さの確認		施工中	2割程度	△					給排水空調 2.1-5)	—	—	
3.2.4 施工(貫通部の処理)	3.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 給水管と排水管の位置、差込み長さの確認		施工後	2割程度	○					給排水空調 2.1-7)	—	—	
		(2) 埋設深さ、地中埋設機、地中埋設ケーブルの確認		施工後	2割程度	○					給排水空調 2.1-7)	—	—	
		(3) 防水処理の確認		施工後	2割程度	○					給排水空調 2.1-7)	—	—	
3.2.4 施工(貫通部の処理)	3.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外周貫通部の状態の確認	●	施工後	全数 2割程度	◎					給排水空調 1.2-2)	—	—	
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度	○					給排水空調 2.1-8)	—	—	
		(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、貫通部の取付け、隙間のシーリング、躯体との結露の確認		施工後	2割程度	○					給排水空調 2.1-8)	—	—	

区分	監視項目 (本表・告示8号 工事管理ガイドラインの項目)	確認内容 (本表・告示8号 工事管理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法					(参考)						
						立会確認 目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書			施工記録書	工事写真			
															書類確認		
3. 給水設備工事	3.2.5 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 5.2-2)	—	—	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年版)	
		(2) 据付け仕様、保圧距離及び保圧距離の確認		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 1.2-2)・5.2-2)	—	—	—	
	3.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験)	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	—	機 3.3.7 試験、消毒	
			(2) 漏水試験の確認		器具取付け後 漏れが完了後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	—	機 3.3.7 試験、消毒
		(3) ポンプの性能試験(ポンプ本体の水圧試験、電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力を含む)の確認		機器据付け後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 5.1-2)	1.4.6 機材の検査に 伴う試験	—	—	機 3.3.7 試験、消毒
		(4) 機器室の湿度測定の確認		機器据付け後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 1.3-1)	1.3.2 総合調整	—	—	機 3.3.7 試験、消毒
		(5) 戸別給水用減圧弁の2段階の圧力測定の確認		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	機 3.3.7 試験、消毒	
		(6) 水管試験の確認		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 1.3-1)	1.3.2 総合調整	—	—	機 3.3.8 水管試験
	4.1.1 機材(ポンプ)	(1) 仕様、性能の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 5.1-2)	1.4.2 機材の品質等	—	—	機 1.5.2 機材の品質等
	4.1.2 機材(排水金具)	(1) 規格、材質、構造、仕上げ、トラップの排水高さ及び有効距離の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 5.1-7)	1.4.2 機材の品質等	—	—	—
4.2.1 施工(配管及び関連工事に関する)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取合いの確認 (先行住宅)	●	先行住宅の 軸組完了時	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	—	—	
	(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取合いの確認 (共用部分)	●	配管完了後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	—	—	
	(3) 漏れ試験(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認	●	配管完了後 機器据付け後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 1.2-1)	—	—	—	—	
4. 排水、 通気設備工事	4.2.2 施工(管の接合)	(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・垂れ止め・耐震防止・制震処理)の確認		配管完了後	2割程度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-6)	—	—	機 4.3.5 吊り及び支持	
		(5) 配管の勾配(配管の種類による勾配)の確認		配管完了後	2割程度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-6)	—	—	機 4.3.2 勾配	
		(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-5)	—	—	—	
		(2) 接合の確認		施工中	2割程度	△	△	△	△	△	△	△	給排水空調 2.1-5)	—	—	—	
		(3) 接続部の養生状態、差込み長さの確認		施工中	2割程度	△	△	△	△	△	△	△	給排水空調 2.1-5)	—	—	—	
	4.2.3 施工(貫通部の処理)	(1) 防水区画貫通部の防水処理及び外壁貫通部の状態の確認	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 1.2-2)	—	—	—	
		(2) モルタル又はロックウールによる開口部処理の確認		施工後	2割程度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-8)	—	—	—	
		(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、貫通金の取付け、隙間のシーリング、躯体との隙間の確認		施工後	2割程度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-8)	—	—	—	
	4.3 試験・検査	(1) 漏れ、断りの確認(逐次試験)	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	—	機 4.3.7 試験、検査	
			(2) 排水、通気配管(漏水・漏水試験)の確認		施工中 施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	—	機 4.3.7 試験、検査
	(3) 洗濯機用排水パンの目皿締め付部分からの漏水がないことの確認		機器据付け後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	—	機 4.3.7 試験、検査		

区分	監理項目 (本表・告示8号・工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本表・告示8号・工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						(参考)				
						立会確認	書類確認				目視				写真	公共建築工事標準仕様書 機械編 (平成25年版)
							計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書		施工記録書				
5. 給湯設備工事	5.1 機材(給湯機)	(1) 仕様、性能の確認  (1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取合いの確認(先行住宅)  (2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取合いの確認(共用部分)  (3) 風呂(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認  (4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・覆れ止め・耐震防止・絶熱処理)の確認  (5) さや管ヘッダー(配管システム)でさや管と樹脂管を同時に施工する場合の押し引きの確認  (6) ウォーターハンマー防止の措置の確認		機材搬入前	全数						給排水空調 5.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等			
				●	先行住宅の 軸組完了時	全数	◎					—	—	—		
				●	配管完了後	全数	◎					—	—	—	—	
				●	配管完了後 機器据付け後	全数			◎			給排水空調 1.2-1)	—	—	—	
					配管完了後	2割程度	○					給排水空調 2.1-6)	—	機 5.3.3 吊り及び支持 機 5.3.1 配管工法 機 3.3.1 配管工法	—	—
					配管完了後 (針打ち完了後)	2割程度	○					給排水空調 2.1-4)	—	—	—	
	5.2.2 施工(管の接合)	(1) エンジン管、裏層ボリエンジン管、ボリポン管におけるメガニカル接合の締付け等の確認  (2) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認			配管完了後	2割程度	○				給排水空調 2.1-5)	—	機 5.3.2 管の接合 (機 3.3.3 管の接合)	—		
					施工中	2割程度	○				給排水空調 2.1-5)	—	—	—		
	5.2.3 施工(普通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認  (2) モルタル又はロックウールによる開口部処理の確認	●		施工後	全数					給排水空調 1.2-2)	—	—	—		
					施工後	2割程度	○				給排水空調 2.1-8)	—	—	—		
5.2.4 施工(機器)	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置、転倒防止措置の確認  (2) 据付け状態、振打距離の確認	●		施工後	全数					給排水空調 5.2-2)	—	—	—			
				施工後	2割程度	○				給排水空調 1.2-2)・5.2-2)	—	—	—			
5.3 試験・検査	(1) 配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験)  (2) 通水試験、機器作動試験の確認  (3) 浴槽の湯はり試験を行い、接続管及び排水口からの漏水のないことの確認	●		施工後	全数					給排水空調 2.1-9)	—	機 5.3.5 試験、検査 (機 3.3.7 試験、消費)	機 5.3.5 試験、検査 (機 3.3.7 試験、消費)			
				機器据付け後	2割程度	○				給排水空調 1.2-2)・2.1-9)	—	—	機 5.3.5 試験、検査			
				浴槽据付け後	2割程度	○				給排水空調 1.2-2)・2.1-9)	—	—	機 5.3.5 試験、検査			

区分	監視項目 <b>(本表・係承8号 工事監理ガイドラインの項目)</b>	確認内容 <b>(本表・係承8号 工事監理ガイドラインの項目)</b>	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法					(参考)				
						立会確認	書類確認				公共建築工事標準仕様書 機械備 (平成25年版)	公共住宅建設 工事標準仕様書 (平成25年版)	公共住宅建設 工事標準仕様書 (平成25年版)		
							目視	計測	施工計画書	規格証明書				試験成績書	施工記録書
6. 消火設備工事	6.1.1 機材(ポンプ)	(1) 仕様、性能の確認		機材搬入前	全数		◎		◎		給排水空調 5.1-2)	1.4.2 機材の品質等	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	6.1.2 機材(タンク)	(1) 仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保		機材搬入前	全数		◎		◎		給排水空調 5.1-4)	1.4.2 機材の品質等	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	
	6.1.3 機材(消火機器)	(1) 規格、材質、構造、形状、寸法、仕上げの確認		機材搬入前	全数		◎		◎		給排水空調 5.1-5)	1.4.2 機材の品質等	1.4.2 機材の品質等	—	
	6.2.1 施工(配管及び関連工事に関する)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (先行住宅)	●	先行住宅の 軸組完工時	全数	◎									—
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認 (共用部分)	●	配管完了後	全数	◎									—
		(3) 漏れ試験(位置・寸法・材料・勾配・支持・管径・管継ぎ継ぎの確認)	●	配管完了後 機器据付け後	全数	◎				◎		給排水空調 1.2-1)			—
	6.2.2 施工(管の接合)	(4) 配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・締め止め・漏れ防止・給排水防止・給排水処理)の確認		配管完了後	2割程度	○				○		給排水空調 2.1-6)			機 6.3.3 支持間隔 (機 3.3.4 吊り及び支持)
		(5) 網管おじ精度の確認		おじ加工時	2割程度	△				△					機 6.3.2 管の接合 (機 3.3.3 管の接合)
		(6) 建築物内部配管の目と性状、建築物エキストラクション上排の確認		配管完了後	全数	◎				◎		給排水空調 2.1-4)			—
	6.2.3 施工(明設配管)	(1) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度	○				○		給排水空調 2.1-5)			—
		(2) 接合(おじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認		施工中	2割程度	△				△		給排水空調 2.1-5)			—
	6.2.4 施工(貫通部の処理)	(1) 埋設済み、海中埋設の確認		施工後	2割程度					○		給排水空調 2.1-7)			—
		(2) 防水処理の確認		施工後	2割程度					○		給排水空調 2.1-7)			—
		(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び防煙貫通部の状態の確認	●	施工後	全数	◎				◎		給排水空調 1.2-2)			—
		(2) 至リタル又はロックケーブルによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度					○		給排水空調 2.1-8)			—
6.2.5 施工(機器)	(3) 不燃材料以外の配管の貫通部工法、貫通部の取付け、隙間のシーリング、単位との差の確認		施工後	2割程度					○		給排水空調 2.1-8)			—	
	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物の確認		施工後	全数	◎				◎		給排水空調 2.1-8)			—	
6.3 試験・検査	(2) 据付け状態、防塵措置、取付距離の確認		施工後	全数	◎				◎		給排水空調 5.2-2)			—	
	(1) 配管に規定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認(水圧試験)	●	施工後	全数	◎				◎		給排水空調 1.2-2)・5.2-2)			機 6.3.5 試験、検査 (機 3.3.7 試験、評価)	
	(2) ポンプの性能試験(ポンプ本体の水圧試験、電動機の絶縁抵抗及び絶縁耐力を含む)の確認		機器据付け後	全数	◎				◎		給排水空調 5.1-2)	1.4.6 機材の検査に 伴う試験		機 6.3.5 試験、検査 (機 3.3.7 試験、評価)	

区分	監視項目 (本表・係承8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本表・係承8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法					(参考)						
						立会確認	書類確認										
							目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	公共建築工事標準仕様書 機械設備 (平成25年版)	公共住宅建設 工事共通仕様書 (平成25年版)	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等
7. ガス設備工事	機材(ガス工事機材)	7.1			全数							給排水空調 6.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等			
		7.2.1	施工(配管及び関連工事に関すること)		機材搬入前	全数							給排水空調 6.1-2)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等		
		7.2.2	施工(管の接合)	(1)	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取合いの確認(先行住宅)	●	先行住宅の 軸組完了時	全数	◎								
				(2)	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取合いの確認(共用部分)	●	配管完了後	全数	◎								
				(3)	開口部、埋設管(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・継ぎ手状態)の確認	●	配管完了後 機器据付け後	全数			◎				給排水空調 1.2-1)		
				(4)	配管の固定・支持状況(支持間隔・支持・熱処理)の確認		配管完了後	2割程度	○						給排水空調 2.1-6)		機 7.2.10 吊り及び支持 (機 3.3.4 吊り及び支持)
				(5)	建築物内部配管の目上性状、建築物エントランス・ジョイント部の状態の確認		配管完了後	全数	◎						給排水空調 2.1-4)		
				(6)	特殊管継手の固定及びガイド、熱線継手の設置場所の確認		配管完了後	2割程度	○						給排水空調 2.1-4)		
		7.2.3	施工(埋設配管)	(1)	使用工具、切屑等の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度						給排水空調 2.1-5)			
				(2)	接合(おじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態)の確認		施工中	2割程度						給排水空調 2.1-5)			
				(1)	地中埋設管、地中埋設ケーブルの確認		施工後	2割程度							給排水空調 2.1-7)		
				(1)	防火区画貫通部の耐火処理及び外装貫通部の状態の確認	●	施工後	全数							給排水空調 1.2-2)		
		7.2.4	施工(貫通部の処理)	(1)	防火区画貫通部の耐火処理及び外装貫通部の状態の確認	●	施工後	2割程度	○								
(2)	モルタル又はロックウールによる開口部埋戻しの確認				施工後	2割程度							給排水空調 2.1-8)				
(3)	不燃材料以外の配管の貫通部工法、貫通金の取付け、開口部のシーリング、躯体との接合の確認				施工後	2割程度							給排水空調 2.1-8)				
7.2.5	施工(機器)	(1)	アンカーボルト取付け、防振措置、保角処理の確認		施工後	2割程度						給排水空調 1.2-2)・5.2-2)					
7.2.6	施工(都市ガス設備)	(1)	取付け状態、電気工作物との関係確認、防錆の塗布状態		施工後	2割程度						給排水空調 6.2-1)					
		(2)	非燃塗塗料の適用箇所、支持・固定、埋設深さ、防食処理の確認		施工後	2割程度						給排水空調 6.2-1)					
7.2.4	施工(液化石油ガス設備)	(1)	取付け状態、電気工作物との関係確認、転倒防止措置、漏洩時の設置位置、警報防止措置の確認		施工後	全数						給排水空調 6.2-2)					
7.3	試験・検査	(1)	配管(気密、耐圧、試験圧力値、保時時間、点火)の確認		施工後	2割程度						給排水空調 6.3		機 7.2.16 試験、検査 機 7.3.11 試験、検査			
		(2)	防錆の塗布状態、支持・固定、埋設深さ、防食処理の確認		施工後	2割程度							給排水空調 6.2-1)				
8. さく井設備工事	試験・検査	8.1	一般事項		施工中	全数	◎					給排水空調 7.1	1.1.1 一般事項	機 8.1.1 一般事項			
		8.2	施工(スクリーン)		施工中	全数	◎						給排水空調 7.1	1.1.1 一般事項	機 8.1.1 一般事項		
8.3	試験・検査	(1)	スクリーンの張付け位置の確認		施工中	2割程度						給排水空調 7.1	2.1.4 スクリーン	機 8.2.4 スクリーン			
		(1)	排水(予備排水・設備排水・凍結排水・水質回復)、水質の確認		施工後	全数							給排水空調 7.2	1.3.2 総合調整	機 8.2.8 排水試験 機 8.2.9 水質試験		

区分	監視項目 (本表・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本表・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法					(参考)			
						立会確認	書類確認							
							目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験記録書	施工記録書	工事写真	工事監理 ガイドライン
9. 浄化槽設備工事	9.1.1 機材(現場施工型浄化槽)	(1) 材質、構成、型式、構造、防錆処理の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 8.1-1)	1.4.2 機材の品質等	—	—
	9.1.2 機材(ユニット型浄化槽)	(1) 材質、構成、寸法の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 8.1-2)	1.4.2 機材の品質等	—	—
	9.2 施工	(1) 配管・機器の据付け状態、設置完了後の槽の清掃状態、配管台座の整合状態の確認		施工後	2割程度	○	○	○	○	◎	給排水空調 8.2	—	—	—
	9.3 試験・検査	(1) 水張り、漏水、動作、動作、漏水、試験圧力値、試験時間、調整及び制御装置の異常、異常測定、総合運転の確認		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 8.3	2.2.2 試験	機 9.2.35 試験	—
	10.1 機材(空調機器)	(1) 構造、仕様、性能、材質、取組の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 3.1-1)	1.4.2 機材の品質等	総 1.5.2 機材の品質等	—
	10.2.1 施工(配管及び関連工事に関する)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取組合いの確認(先行住宅)	●	先行住宅の 軸組完了時	全数	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	—
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取組合いの確認(共用部分)	●	配管完了後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	—
		(3) 隠蔽部分、埋設部(位置、寸法、材料、勾配、支持、整合状態、機器接続状態)の確認	●	配管完了後 機器据付け後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 1.2-1)	—	—	—
		(4) 配管の固定、支持状況(支持間隔、支持・据り止め、補償防止・保護処理)の確認		配管完了後	2割程度	○	○	○	○	○	給排水空調 2.1-6)	—	—	機 10.3.3 支持間隔
		(5) 配管の勾配の確認		配管完了後	2割程度	○	○	○	○	○	給排水空調 2.1-6)	—	—	—
10. 暖房設備工事	10.2.2 施工(管の接合)	(1) 配管(管の接合)		配管完了後	2割程度	○	○	○	○	○	給排水空調 2.1-5)	—	—	機 10.3.2 管の接合 (機 3.3.3 管の接合)
		(2) 使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度	○	○	○	○	○	給排水空調 2.1-5)	—	—	—
		(3) 接着剤の塗布状態、養生の養生の確認		施工中	2割程度	△	△	△	△	△	給排水空調 2.1-5)	—	—	—
	10.2.3 施工(貫通部の処理)	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 1.2-2)	—	—	—
	10.2.4 施工(機器)	(2) マルタル又はロックワールによる開口部保護の確認		施工後	2割程度	○	○	○	○	○	給排水空調 2.1-8)	—	—	—
		(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 3.2-1)	—	—	—
		(2) 配管に所定の水圧(空圧)を加え、配管及び接続部に漏れのないことの確認(水圧試験)		機器据付け後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	—	機 10.3.10 試験、検査
		(2) 冷媒配管の耐圧試験の確認		機器据付け後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 2.1-9)	—	—	—
		(3) システムを運転し、機器が正常に動作すること並びに機器及び配管接続部分に漏れのないことの確認		機器据付け後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	給排水空調 1.3	1.3.2 総合調整	機 10.3.11 総合調整	—

区分	監視項目 (本表・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本表・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法					(参考)				
						立会確認	書類確認						目視		
							計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書				施工記録書	工事写真
11. 換気設備工事	11.1.1 機材(ダクト・ダクト付属品)	(1) 仕様、性能、規格、材質、厚みの確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1.4.2 機材の品質等	1.4.2 機材の品質等	1.5.2 機材の品質等	
		(2) 管及び継手(接続・封止・用漆・構造)の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1.4.2 機材の品質等	1.4.2 機材の品質等	1.5.2 機材の品質等
		(3) 可とう性、耐圧強度、耐食性、耐久性の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1.4.2 機材の品質等	1.4.2 機材の品質等	1.5.2 機材の品質等
		(1) 材質、構造、寸法、圧入、色、開口部、作動距離、継ぎ手の有無の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1.4.2 機材の品質等	1.4.2 機材の品質等	1.5.2 機材の品質等
		(1) 規格、仕様、性能、材質、厚みの確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1.4.2 機材の品質等	1.4.2 機材の品質等	1.5.2 機材の品質等
	11.2.1 施工(配管及び関連工事に関する事項)	(1) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(先行住宅)	●	先行住宅の 配管完了時	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—
		(2) 先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合いの確認(共用部分)	●	配管完了後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—
		(3) 漏れ試験(位置、寸法、材料、勾配、支持、接合状態、接続接続状態)の確認	●	配管完了後 (機器据付け後)	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—
		(4) 配管の固定、支持状況(支持間隔・支持・垂れ止め・耐震防止・結露処理)の確認		配管完了後	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	—	—	機 11.3.2 支持間隔
	11.2.2 施工(管の接合)	(5) 配管の勾配(配管の種類による勾配)の確認		配管完了後	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	—	—	機 11.3.2 支持間隔
		(1) 使用工具、切面面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生の確認		施工中	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—
11.2.4 施工(貫通部の処理)	(2) 接着剤の塗布状態、差込み高さ、はげ部及び接合部のシールの確認		施工中	2割程度	△	△	△	△	△	△	△	—	—	—	
	(1) 防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態の確認	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
11.2.5 施工(機器)	(2) 至ルタリ又はロックワールによる開口部埋戻しの確認		施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	
	(1) 据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振設置の確認	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
11.2.7 施工(制気口及びダンパー)	(2) 隙間(継ぎ目・隙・ガラリ)の確認		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
	(1) 取出口、吸込口(取付け状態)の確認		施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	
11.3 試験・検査	(2) ダンパー(操作スペース・点検口の位置・火災時に脱着のない取付け)の確認		施工後	2割程度	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	
	(1) 換気扇の運転試験及び風量測定の確認		機器据付け後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	1.3.2 総合調整	1.3.2 総合調整	機 11.3.4 試験	

区分	監理項目 (本表・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (本表・告示8号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法					(参考)				
						立会確認	書類確認								
							目視	計測	施工計画書	規格証明書			試験成績書	施工記録書	工事写真
12 共通工事 (築造、防塵、防臭及び防露、塗装工事)	12.1.1 機材(塗装)	(1) 種類、種類、塗料箇所、塗り回数等の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	公共建築工事標準仕様書 機材編 (平成25年版)	公共住宅建設 工事標準仕様書 (平成25年版)	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等
	12.1.2 機材(防錆)	(1) 規格、保護皮膜の種類、厚さ、塗り回数等の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
	12.1.3 機材(防露・保温)	(1) 種類、規格、材質、厚さ、塗り回数、耐水性の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
	12.2.1 施工(塗装)	(1) 塗料箇所、塗り回数等の確認		施工後	2割程度	○				○					
	12.2.2 施工(防錆)	(1) 厚さ、塗り回数等の確認		施工後	2割程度	○				○					
	12.2.3 施工(防露・保温)	(1) コンクリート・シスター埋込み及び土中の防露施工記録の確認 (2) テープの巻き回数、耐熱処理、見切り部の保護の確認 (3) テンキングの履目シールの状態の確認		施工後	2割程度	○				○					
	13.1 機材(エレベーター)		(1) 仕様、構造、形状、寸法等の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等
			(2) 性能、新出口(形状・位置)の確認		機材搬入前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等
			(1) 固定、取付け状態、耐震措置、電気配線、換気設備の確認		機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等
			(1) 機能、材質、形状、寸法、シールドマーク、仕上げ、かご出入口設置の方式の確認		機器据付け後	全数	◎	◎			◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等
			(2) 視覚障害者用装置、点字板の確認		機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等
			(1) 機能及び表示灯、非常スイッチ(位置・形状)の確認		機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等
13.2.1 施工(身体障害者付加仕様)		(2) 警報装置フロア、呼び出し装置、乗降ロビーの誘導装置の設置の確認		機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
		(1) 防犯カメラ設備の画像(視界・画質・必要照度)の確認	●	機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
		(1) 電動機のJISによる試験成績書の確認		機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
		(2) 昇降機の検査標準(JIS)による試験成績書の確認		機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
13.2.2 施工(非常用エレベーター付加仕様)		(3) 警報装置、戸の開閉状態、セーフティロープの作動、始動電流値、警報装置、警報装置、安全装置作動状態、自動放送装置の確認		機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
		(4) 自動通報装置の確認		機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
13.2.3 試験・検査				機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
				機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
13.2.4 施工(防犯カメラ)				機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
				機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
13.3 試験・検査				機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	
				機器据付け後	全数	◎				◎	◎	◎	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	機材の品質等 1.4.2 機材の品質等	

## 社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務

業務対象工事における社会保険等未加入対策について、受託者が総括監督員に協力する内容は、下記のとおりとする。

なお、これらの業務については総括監督員が自らの責任において、工事受注者への通知、契約担当課への書面の送付及びその他必要な業務を実施する。

### 1 共通事項

- 1) 工事受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業許可を受けている建設業者をいう。）について、次の各号に掲げるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない社会保険等未加入建設業者（以下「未加入業者」という。）に該当するか否かを確認する。
  - (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- 2) 最終的に工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定違反と判断された未加入業者に対しては、当該建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金を確認できる書類を提出させ、総括監督員に送付する。

### 2 1 次下請負人に未加入業者が確認された場合

- 1) 1 次下請負人に未加入業者が確認された場合、総括監督員に速やかに報告し、あわせて当該未加入業者の下請契約書、施工体制台帳及び施工体系図の写しを総括監督員に送付する。
- 2) 上の 1) に併せて工事受注者に対し、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」**様式 1**という。）を速やかに提出するよう書面で通知すること。

その際、特別事情申請書によっても、機構が当該建設業者を下請人としなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情が認められない場合、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する。（「下請負契約理由確認通知書」**様式 2**）

- 3) 工事受注者から受託者に特別事情申請書が提出された場合、総括監督員へ特別事情申請書を送付する。
- 4) 上の 3) の手続後、機構が特別の事情を有しないと認め通知を行った場合にあつて、工事工期内（受発注者間の契約における工期をいう。6)において同じ。）かつ特別事情申請書の提出期限後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合、受託者は「一定の期間」※1 を定めて、工事受注者に対し社会保険等未加入建設業者が届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」※2 という。）を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。

- 5) 上の 3) の手続後、機構が特別の事情を有すると認めた場合、その旨を通知するとともに、一定の期間を指定し、その期間内に確認書類を契約担当課に提出するよう工事受注者に請求する。また、一定の期間内に工事受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反すること及び違約罰を請求する旨を併せて書面で通知する。
- 6) 上の 5) の場合にあつて、工事工期内かつ確認書類の提出期限後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう指示を行う。

### 3 2 次下請負契約以下の下請負人に未加入業者が確認された場合

- 1) 2 次下請負契約以下の下請負人に未加入業者が確認された場合、総括監督員に速やかに報告し、あわせて施工体制台帳及び再下請負通知書（当該未加入業者に係る部分に限る）の写しを総括監督員に送付する。
- 2) 上の 1) に併せて工事受注者に対し、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から 30 日※3 以内に、確認書類又は特別事情申請書を契約担当課に提出するよう指示を行う。

この際、当該期間内に確認書類が提出されず、かつ、特別の事情を有すると認められなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する。

- 3) 上の 2) の手続後、当該期間内に確認書類が提出されず、工期内において、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- 4) 上の 2) の手続後、工事受注者から受託者に特別事情申請書が提出された場合、総括監督員へ特別事情申請書を送付する。
- 5) 上の 4) の手続後、機構が特別の事情を有しないと認め通知をおこなった場合にあつて、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- 6) 上の 4) の手続後、特別の事情を有すると認めた場合、契約担当課は、受託者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。

また、一定の期間内に工事受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反すること及び違約罰を請求する旨を併せて書面で通知する。

※1 未加入である社会保険等の加入手続きに最低限必要な期間をいい、概ね 30 日とする。

※2 下記に示すいずれかの書面とする。

- i 健康保険・厚生年金保険の確認書類  
・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し

- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

ii 雇用保険の確認書類

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

※3 受託者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると機構が認める場合は、機構は確認書類又は特別事情申請書の提出期間を 60 日（当該下請負人が、2 次下請負人（1 次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合における当該他の建設業を営む者をいう。）以下の下請負人のときは 90 日）に延長することができるものとする。

以 上

様式 1

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 殿

住 所

商 号

代表者

印

特別事情申請書

--

様式2

下請負契約理由確認通知書

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

殿

独立行政法人都市再生機構西日本支社  
支社長

令和 年 月 日付けで提出された施工体制台帳により、一次下請契約を締結した下請負者が社会保険等未加入建設業者であることを確認いたしましたので、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面を令和 年 月 日までに、ご提出していただきますようお願いいたします。

なお、特別の事情があると認められない場合は、令和 年 月 日付けで締結した工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなります。

以 上





No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者	届出者		監督員						
							届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日						
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。							保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
<b>8 水道法に基づく届出</b>																		
1	専用水道布設工事設計確認申請書	水道法第33条第1項	行政長	支社長	給水施設の規模による													
2	簡易専用水道(設置届)給水開始報告書	水道法施工細則23条(東京都)	保健所長 知事	支社長	給水施設の規模による													
3	給水装置の検査実施	水道法第17条	水道事業者	支社長	届け出の法又はない													
4	水道技術管理者の設置・報告	水道法第19条 水道法施工細則18条	知事	支社長														
5	水質の検査の実施・記録作成・保管・報告	水道法第20条 水道法施工細則19条	知事	支社長														
6	簡易専用水道受検報告書	水道法施工細則24条	知事	支社長														
<b>9 水道関連条例</b>																		
1	給水関係事前協議に関する申請書	条例等	市町村又は水道事業者	支社長														
2	上水道施設の開発に関する届出	条例等	市町村又は水道事業者	支社長														
3	上水道施設の設計審査に関する申請書	給水条例	市町村又は水道事業者	支社長														
4	上水道施設の工事に関する届出	給水条例	市町村又は水道事業者	支社長														
5	上水道施設の移管に関する届出	給水条例	市町村又は水道事業者	支社長														
6	給水装置工事の設計審査に関する届出	給水条例	市町村又は水道事業者	支社長														
7	給水管(取付・撤去)工事承認申請書	水道法 給水条例	水道局	支社長														
8	給水装置(新設・改造・撤去)工事申込書	給水条例	市町村又は水道事業者	支社長														
9	その他給水管工事に関する承認申請書	給水条例	水道事業者	支社長	敷地内の給水設備に関する届出													
10	給水装置工事完了届	条例	水道事業者等	支社長														
11	給水装置不備撤去届	条例	水道事業者等	支社長														
12	直結増圧給水に関する事前協議書	給水条例	水道事業者	支社長	直結増圧給水が可能な場合													
13	直結増圧給水の設計審査に関する申請書	給水条例	水道事業者	支社長	直結増圧給水が可能な場合													
14	直結増圧給水の施工に関する届出	給水条例	水道事業者	支社長	直結増圧給水が可能な場合													
15	直結増圧給水の維持管理に関する届出	給水条例	水道事業者	支社長	直結増圧給水が可能な場合													
16	受水槽以下装置の設計審査に関する申請書	給水条例	水道事業者	支社長	建物敷地内に受水槽を設け給水する場合													
17	受水タンク以下装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業者	支社長	各戸検針・メーターを改造する場合													
18	増圧給水設備以下給水装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業者	支社長	各戸検針によりメーターを設置する場合													
19	各戸検針・各戸徴集に関する申請書、契約書	給水条例	水道事業者	支社長	各戸メーターにより検針する場合に必要な水道事業者													
20	各戸検針メーターの寄付・移管に関する届出書	給水条例	水道事業者	支社長	各戸メーターの水道事業者への移管手続きを行う場合													
21	給水開始申込書	給水条例	水道事業者	支社長														
22	その他給水に関する届出	条例等	市町村又は水道事業者	支社長														
23	貯水槽水道(設置・変更・廃止)届	条例等	水道局 知事	支社長														
<b>10 下水道法に基づく届出</b>																		
1	公共下水道工事施工承認申請書(着手届、竣工届、検査届)	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長														
2	下水道固着申請書	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長														
3	デスノーザ排水処理システムの維持管理に関する計画書	デスノーザ排水処理システムに関する条例取扱要綱	下水道局長、市長他	支社長	東京都他													
4	デスノーザ排水処理システム維持管理確認報告書	デスノーザ排水処理システムに関する条例取扱要綱第7条の規定	下水道局長、市長、東京都下水道事業管理室	支社長	東京都他													
<b>11 排水に係る届出</b>																		
1	排水設備等新設等計画届出書	条例	市長等	支社長	東京都内													
2	排水設備工事完了届	条例	市長等	支社長	東京都内													
3	工事完了検査届	条例	市長等	支社長	東京都内													
4	公共下水道使用開始届出書 等	条例	市長等	支社長	東京都内													
5	公共下水道等承認申請書	条例	市長等	支社長	東京都内													
6	公共下水道工事着手届兼現場立会届	条例	市長等	支社長	東京都内													
7	公共下水道工事完了届	条例	市長等	支社長	東京都内													
8	雨水浸透施設等設置工事計画届	条例	市長等	支社長	東京都内													
9	雨水浸透施設工事完了届	条例	市長等	支社長	東京都内													
10	工事完了検査届	条例	市長等	支社長	東京都内													
11	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長	東京都内													
<b>12 解体に係る届出</b>																		
1	解体事業計画書	条例	市長等	支社長	東京都区内													
2	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	支社長	東京都区内													
3	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	支社長	東京都区内													
4	解体事業確認届出書	条例	市長等	支社長	東京都区内													
5	解体事業実施届出書	条例	市長等	支社長	東京都区内													
6	指定作業廃止届	条例	市長等	支社長	東京都区内													
<b>13 振動規制法に基づく届出</b>																		
1	特定施設設置届出書	振動規制法第6条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること													
2	特定施設使用届出書	振動規制法第7条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること													
3	特定施設の種別及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること													
4	振動の防止の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること													
5	氏名等変更届出書	振動規制法第10条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること													
6	特定施設使用全廃届出書	振動規制法第10条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること													
7	承継届出書	振動規制法第11条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること													
8	特定建設作業実施届出書	振動規制法第14条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること													
9	フレキシブルディスク提出書	振動規制法施行規則第10条の2	市町村長	支社長	指定地域を確認すること													

No.	届出書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者	届出者		監督員
							届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政により異なるので注意。          ・条例等については、所管行政に合わせ修正すること。          ・届出等および職掌に不足があれば追記すること。</p>												
14 騒音規制法に基づく申請												
1	特定施設設置届出書	騒音規制法第6条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること							
2	特定施設使用届出書	騒音規制法第7条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること							
3	騒音の防止の方法変更届出書	騒音規制法第8条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること							
4	氏名等変更届出書	騒音規制法第10条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること							
5	特定施設使用全廃届出書	騒音規制法第10条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること							
6	承認届出書	騒音規制法第11条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること							
7	特定施設作業実施届出書	騒音規制法第14条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること							
8	フレキシブルディスク提出書	騒音規制法施行規則第11条	市町村長	支社長	指定地域を確認すること							
15 航空法に基づく届出												
1	制限表面区域内の建築物	航空法第49条	空港事務所長	支社長	区域内仮設物についての承認							
2	航空障害灯及び昼間障害標識の設置届出	航空法第51条、51条の2 航空法施行規則第238条	国土交通大臣	支社長	高さ90m以上の物件、空港近接等							
3	航空障害燈設置免除許可申請書	航空法第91条第1項ただし書	地方航空局保安部運用課	支社長	免除要件に該当する場合							
4	昼間障害標識設置免除承認申請書	航空法施行規則第132条の2第1項	地方航空局保安部運用課	支社長	免除要件に該当する場合							
16 交通(ハリアー)法に基づく届出(高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第39条第1項に規定する土地区画整理事業に関する省令に基づく届出)												
1	交通(ハリアー)法に基づく申請及び届出	交通(ハリアー)法	知事等	支社長								
17 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく届出												
1	公園に関する協議	13条	公園管理者	支社長	対象は施行令1条旅客施設3条公園施設、4条特定建築物などが該当							
2	計画認定申請書	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条	所管行政	支社長	特定建築物の建築等							
3	変更認定申請書	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条	所管行政	支社長	認定の計画変更							
4	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく報告・申請	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	都道府県知事	支社長								
5	特定施設設置工事計画届出書	福祉のまちづくり条例	都道府県知事	支社長								
18 福祉のまちづくり条例に基づく届出												
1	福祉のまちづくり条例届出書	各自治体 福祉のまちづくり条例	市長	支社長								
2	福祉のまちづくり条例施設新設届出書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長								
3	福祉のまちづくり条例施設変更届出書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長								
4	福祉のまちづくり条例設置工事届出書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長								
5	福祉のまちづくり条例設置工事変更届出書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長								
6	福祉のまちづくり条例福祉交付申請書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長								
7	福祉のまちづくり条例適合証交付請求書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長								
8	福祉のまちづくり条例工事完了届出書	各自治体 福祉のまちづくり条例	知事、市長等	支社長								
19 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく届出												
1	設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条	登録住宅性能評価機関	支社長								
2	建設住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条	登録住宅性能評価機関	支社長								
3	着工届		登録住宅性能評価機関	支社長								
4	各段階工程検査申請書		登録住宅性能評価機関	支社長								
5	完了届		登録住宅性能評価機関	支社長								
6	変更設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条	登録住宅性能評価機関	支社長								
20 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく届出												
1	特定建築物の地震に対する安全性等に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第9条	所管行政 都道府県知事	支社長								
2	認定建築物の耐震改修に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条	所管行政 都道府県知事	支社長								
3	認定申請書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条	所管行政 都道府県知事	支社長								
4	変更認定申請書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条	所管行政 都道府県知事	支社長								
21 景観法に基づく届出												
1	景観計画区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長(景知事等)	支社長	景観計画区域を確認すること							
2	景観区域内における行為の変更届出書	景観法第16条	景観行政団体の長(景知事等)	支社長	景観計画区域を確認すること							
3	都市景観協議届出書	条例	市長等	支社長								
22 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく届出												
1	住宅瑕疵担保責任保険申し込み申請	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	住宅瑕疵担保責任保険法人	支社長								
2	住宅建設瑕疵担保保証金の還付を受ける届について技術的確認の申請書	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	工事受注者	支社長								
23 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出												
1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象建設工事通知[対象建設工事](着工後に対象工事となった場合も含む)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項、第11条(国、自治体)	特定行政	支社長	特定建設資材の種類、着工の時期、工程の概要							
2	対象建設工事の請負契約に係る書面	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条	本部長等(当事者間)		変更の都合、相互に交付既存引換等							
3	特定建設資材廃棄物の再資源化等完了報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条	本部長等	受注者	受注者から発注者への報告・受注者の記録の保存							
24 土壌汚染対策法に基づく届出												
1	土壌汚染状況調査結果報告書	土壌汚染対策法第3条	知事等	支社長								
2	一定の規模以上の土地の形状の変更届出	土壌汚染対策法第4条	知事等	支社長								
3	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	支社長								
4	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	支社長								
25 海岸法に基づく届出												
1	海岸保全区域占用許可申請書	海岸法第7条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること							
2	海岸保全区域における施設(工作物)新設(改築)許可申請書	海岸法第8条1項2号	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること							
3	海岸保全区域における掘削(盛土、切土)その他の制限行為の許可申請書	海岸法第8条1項3号	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること							
4	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること							

No.	届出書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者	届出者		監督員
							届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>・共通的名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政により異なるので注意。  ・条例等については、所管行政に合わせ修正すること。  ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>												
26 港湾法に基づく届出												
1	港湾区域等の占用又は工事等の許可の申請	港湾法第37条(1)号、占用1項8号、工事	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所、港湾管理者	支社長	港湾区域および港湾隣接地域を確認すること							
2	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長	臨港地区を確認すること							
3	工事の着手・完了の届出	港湾区域内における工事等の規制に関する規則第5条	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所、港湾管理者	支社長								
27 電波法に基づく届出												
1	高層建築物等工事計画届	電波法第102条の3第1項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	総務大臣 各総合通信局	支社長	新たに伝搬障害防止区域が指定された場所で、既に31mをこえる高層建築物を計画している場合							
2	高層建築物等変更届	電波法第102条の3第2項又は、第102条の3第6項、第102条の4第2項および電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	総務大臣 各総合通信局	支社長	新たに高層建築物等予定工事届等を提出した建築主等が記載内容を変更する手続。							
3	伝搬障害の判定のための必要事項の報告	電波法第102条の3第3項又は第102条の3第6項、第102条の4第3項	総務大臣 各総合通信局	支社長	総合通信局等の求めに応じて、建築主等が伝搬障害の判定のための必要事項について報告							
4	高層建築物等工事計画届	電波法第102条の3第5項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	各総合通信局	支社長	新たに伝搬障害防止区域が指定された場所で、既に31mをこえる高層建築物を計画している場合							
28 文化財保護法に基づく届出												
1	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	文化庁長官 教育委員長	支社長	文化財包蔵地確認							
2	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	文化庁長官 教育委員長	支社長	文化財包蔵地確認 国の機関、地方公共団体等							
29 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出												
1	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条	都道府県知事(又は政令市長)	支社長	PCBの保管のみ PCBの保管・使用・処分の両方あり							
2	承継届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項	都道府県知事(又は政令市長)	支社長	PCB廃棄物の承継							
3	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第5条	都知事	支社長	使用中PCB製品を発売 (東京都)							
4	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第9条	都知事	支社長	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け (東京都)							
30 宅地造成等規制法等に基づく届出												
1	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書	宅地造成等規制法第8条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること							
2	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可変更申請書	宅地造成等規制法第12条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること							
3	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の工事完了届	宅地造成等規制法第13条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること							
4	工事届	宅地造成等規制法第13条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること							
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	支社長	急傾斜地崩壊危険区域を確認すること 急傾斜地崩壊危険区域							
31 大気汚染防止法に基づく届出												
1	ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	大気汚染防止法第5条第1項	都道府県知事	支社長	ばい煙を大気中に排出する場合							
2	特定粉じん排出等作業実施届出書	大気汚染防止法第18条の15	都道府県知事	支社長	石粉等を含む建築物等の解体等作業を行う場合							
32 砂防法に基づく届出												
1	砂防指定地内制限許可申請(砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等)	砂防法4条	知事等	支社長	砂防指定地を確認すること							
33 都市緑地法等に基づく届出												
1	(特別)緑化保全地域内の行為の届出	都市緑地法第8条、第14条	都府県知事	支社長	各区域を確認							
2	地区計画等緑地保全条例に関する届出	都市緑地法第20条	市町村長	支社長								
3	緑化率適合証明等申請書	都市緑地法施行規則第29条	市長	支社長								
4	緑化施設適合申請	都市緑地法施行規則第29条	市長	支社長								
5	緑化計画書、完了届	都・府・県・市区 緑化関係条例	都府県知事 市長、区長	支社長								
6	「緑地の保存・保存樹等に関する協定」の締結届出書、完了届	保存緑地・保存樹関係条例	市長	支社長								
7	街路樹植栽計画承認申請書、完了届、訂正届	街路樹整備関係条例	市長	支社長								
34 電気事業法に基づく届出												
1	工事計画(変更)届出書	電気事業法第48条第1項	主務大臣 産業保安監督部	支社長	発電電圧10kV以上の需要施設、ばい煙発生施設							
2	使用前安全管理審査申請書	電気事業法第51条第3項	主務大臣 産業保安監督部	支社長	発電電圧10kV以上の需要施設、ばい煙発生施設							
3	自家用電気工作物使用開始届出書	電気事業法第53条	産業保安監督部	支社長	譲り受け又は借受けた場合等(第55条の2)							
4	受電届	電気使用制限等規則9条	経産大臣 産業保安監督部	支社長	発電電力3,000kW以上							
35 放送法・有線電気通信法に基づく届出												
1	変更登録申請書 (登録一般放送事業者用)	放送法第130条第1項、放送法施行規則第140条第1項	総務大臣 関東総合通信局	理事長	引込端子の数が501以上の設備の追加、変更、廃止							
(注意)引込端子数501端子以上の設備の追加、変更及び廃止は、機構が登録を受けている一般放送業務についての変更登録申請の扱いとなるので、本社と協議すること。												
2	一般放送の設備設置及び業務開始届	有線電気通信法第3条第1項及び第2項並びに放送法第133条第1項	総務大臣 各総合通信局	支社長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル除共継等)							
3	一般放送業務開始届書	放送法第133条第1項	総務大臣 各総合通信局 都道府県知事	支社長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの							
4	一般放送の設備設置及び業務開始届書記載事項変更届出書	有線電気通信法第3条第3項及び放送法第133条第2項	総務大臣 各総合通信局	支社長	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル除共継等)							





## ウイークリースタンス実施要領

### 1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受委託者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

### 2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案したうえで、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受委託者間で設定する。
  - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
  - ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
  - ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
  - ④ 昼休みや17時以降の打合せは行わない。
  - ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
  - ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受委託者間で確認・調整のうえ、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受託者に作業依頼を行う場合には、担当職員から管理技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

### 3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受委託者間で確認・調整のうえ、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受託者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受委託者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受委託者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上

## 別添 1

### 工事監督業務委託共通仕様書（Ⅱ）

（適用）

第1条 この仕様書は、独立行政法人都市再生機構が工事監督業務を委託する場合における受託者が行う工事監督業務について適用する。

（受託者）

第2条 受託者は、この仕様書に基づいて受託者の職員に的確に工事監督を行わせなければならない。

- 2 受託者は、工事監督の実施のため管理技術者、主任監理員及び監理員を定めなければならない。
- 3 受託者は、管理技術者、主任監理員及び監理員を決定し、又は変更した場合は書面をもって、その者の氏名、年齢、職歴及び業務に関する資格を契約書に定める担当職員（以下「担当職員」という。）に通知しなければならない。
- 4 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、必要があるときは工事受注者に対して的確な指示を与え、重要な事項については担当職員への報告又は担当職員との協議をしなければならない。

（管理技術者）

第3条 管理技術者は、仕様書に示された業務の適正な履行を確保するために主任監理員及び監理員を指揮監督し、業務を総括掌理しなければならない。

- 2 管理技術者は、工事監督業務の実施に当たり、「業務実施計画書」を作成し、担当職員に提出して承諾を得なければならない。
- 3 管理技術者は、別途定める様式により「業務処理結果報告書」を作成し、担当職員の要求のあったときは、遅滞なく、これを提出して、業務処理結果状況の確認を受けなければならない。
- 4 管理技術者は、契約書、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図書及び仕様書を「設計図書」という。）の内容について熟知し、かつ、工事現場の状況に精通しておかなければならない。
- 5 管理技術者は、常に工事受注者及び地元の関係に留意し、その間に諸種の問題を起こさないよう配慮しなければならない。

（主任監理員及び監理員）

第4条 主任監理員は、工事の状況に精通し各工事の進捗よくに留意し、工事が円滑に施工されるように務めなければならない。

- 2 主任監理員は、監督業務の実施に当たって監理員を指揮監督し、常に工事受注者に対し的確な指示を与え、又は遅滞なく所要の手続きをとり、重

要な事項については、管理技術者に報告しその指示を受けなければならない。

- 3 監理員は、主任監理員の指示するところに従って監督業務を行い、監督状況を主任監理員に報告しなければならない。

(監督の技術的基準)

第5条 監督を行うに当たって必要な技術的基準については、別に定めるところによる。

(下請負)

第6条 主任監理員は、工事受注者が工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、別に定めるところにより下請負人(受託者を含む。以下同じ。)の名称その他必要な事項をあらかじめ通知することを工事受注者に請求しなければならない。

- 2 主任監理員は、前項の規定により工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「下請負」という。)について工事受注者から通知を受けたときは、その内容を管理技術者に報告しなければならない。

- 3 主任監理員は、下請負の範囲又は下請負者が工事の施工又は管理につき不相当と認めたときは、その理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

- 4 管理技術者は、下請負の範囲又は下請負者が工事の施工又は管理につき不相当と認めたときは、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(施工体制台帳)

第7条 主任監理員は、工事受注者から施工体制台帳の提出を受けたときは、その内容、現場把握のうえ、管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

(現場代理人等)

第8条 主任監理員は、工事受注者から現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者(監理技術者)及び専門技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)(以下「現場代理人等」という。)について通知を受けたときは、管理技術者に報告しなければならない。

- 2 主任監理員は、工事受注者の現場代理人等又は現場代理人等でない工事受注者の使用者若しくは労務者について、工事の施工又は管理につき不相当であると認める者があるときは、その理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

- 3 管理技術者は、第1項の規定により主任監理員から報告を受けた場合は、担当職員に報告しなければならない。

- 4 管理技術者は、第2項の規定により主任監理員から報告を受けた場合は、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(現場に関する書類等)

第9条 管理技術者は、その職務に応じて、次の各号に掲げる書類等を工事現場に備え付け、これを整備しておくものとする。

一 契約に関する書類

- イ 工事請負契約書写し（契約工程表を含む。）
- ロ 設計図書
- ハ 請負代金内訳書
- ニ 現場代理人等届
- ホ 履行報告
- ヘ 火災保険及び建設業退職金等に関する書類

二 工事施工状況に関する書類

- イ 技術者名簿に関する書類
- ロ 施工体制台帳、施工体系図
- ハ 工事カルテに関する書類
- ニ 工事計画書、施工計画書（実施工程表を含む。）
- ホ 各種施工図等
- ヘ 施工管理記録、工事写真に関する書類
- ト 主要材料に関する書類
- チ 試験に関する書類
- チ 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画等に関する書類

三 その他必要な書類

2 前項第2号及び第3号に掲げる書類の記録の方法等は、別に定めるところによる。

（工事カルテ作成・登録）

第10条 主任監理員は、工事受注者が作成した工事カルテの内容を確認したときは遅滞なく、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

（工事施工計画）

第11条 主任監理員は、工事受注者から提出される工事施工計画について、関連する工事及び地元関係に留意して、その内容を検討し、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

（関連工事の調整）

第12条 主任監理員は、工事受注者の施工する工事及び他の工事受注者の施工する工事が施工上関連する場合において、その施工について調整を行う必要があるときは、管理技術者に報告し指示を受けなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告し指示を受けなければならない。

（工事着工日の報告）

第13条 主任監理員は、工事受注者が着工したことを確認したときは、遅滞なく、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(工事の促進)

第14条 主任監理員は、工事受注者から提出された実施工程表に基づき、常に工事の工程に注意し、工事受注者に対し工事の促進に係る指示を与えなければならない。

2 主任監理員は、工事の進ちよく状況を管理技術者に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事が遅延するおそれがあるときは、その状況について管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前2項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(設計図書)

第15条 主任監理員は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したとき又はその事実につき工事受注者から書面をもって通知を受けたときは、直ちに、調査を行い管理技術者に報告し、指示を受けなければならない。

一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。

二 設計図書の表示が明確でないこと。(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。)

三 工事現場の地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

四 設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別の状態が生じたこと。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、担当職員に報告し、指示を受けなければならない。

(施工図)

第16条 主任監理員は、工事受注者から設計図書に基づいて作成した施工に必要な細部設計図、原寸図等の提出を受けたときは、これを確認し管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

(材料確認)

第17条 主任監理員は、工事に使用する材料(貸与品及び支給品を含む。以下同じ。)のうち、設計図書において監督員の確認等を受けて使用すべきものと指定されたものにあつては、品質、数量等について使用前に確認し、その結果を管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により、主任監理員から報告を受けたとき

は、担当職員に報告しなければならない。

- 3 主任監理員は、第1項の規定による検査の結果、不適合と決定した材料を遅滞なく工事現場から搬出させ、適合と決定した材料は承諾を得ることなく搬出させてはならない。
- 4 主任監理員は、工事に使用する材料の保管については、周囲の状況、品質等に応じ工事受注者に適切な管理をさせなければならない。

(施工検査)

第18条 主任監理員は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、工事受注者の申出に応じ、遅滞なく、立会い又は段階検査を行わなければならない。

- 2 主任監理員は、前項の申出を受けた場合において立会い又は段階検査を行いがたい正当な理由があるときは、直ちに、管理技術者に報告しその指示を受けた上、工事受注者に対し適切な処置をとるべきことを指示しなければならない。
- 3 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、事前に担当職員に報告し、承諾を得たのち主任監理員に指示を与えなければならない。

(破壊検査)

第19条 主任監理員は、工事受注者が指示に反して第17条第1項に規定する確認等又は前条に規定する立会い若しくは段階検査を受けないで施工した場合で破壊検査の必要があると認めたときは、管理技術者に報告しその指示を受けなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、破壊検査の必要の有無について検討し、その内容を事前に担当職員に報告し承諾を得たのち、主任監理員に指示を与えなければならない。

(改造請求)

第20条 主任監理員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認められるときは、工事受注者に対しその改造を請求し、その措置について管理技術者に報告しなければならない。

(工期の延長)

第21条 主任監理員は、工期延長の必要があると認めたとき又は工事受注者から工期延長の申請を受けたときは、速やかに、理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(工事の変更)

第22条 主任監理員は、工事を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めたとき又は工事受注者から申出があったときは、速やかに、理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、

速やかに、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第23条 主任監理員は、工事受注者から工事請負契約書中賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の請求があったときは、直ちに、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、直ちに、その旨を担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事受注者から第1項の規定による請求があった日から起算して14日以内に別に定めるところにより残工事量を査定し、その結果を管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、直ちに、その結果を担当職員に報告しなければならない。

(解体材、発生材等)

第24条 主任監理員は、解体材、発生材、文化財、その他工事上支障となる障害物件(以下「解体材、発生材等」という。)が生じたときは、工事受注者から提出させた調書を付して管理技術者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、担当職員に報告し、その指示を受けなければならない。

3 主任監理員は、前項の指示があるまで、解体材、発生材等について工事受注者に適切に管理をさせなければならない。

(建設副産物)

第25条 主任監理員は、工事受注者から提出された再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画についてその内容を確認のうえ、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

(検査時の措置)

第26条 主任監理員は、工事受注者から部分払いの請求のための確認を求められたときは、遅滞なく、当該請求に係る工事の出来形部分等について確認を行い管理技術者に報告しなければならない。

2 主任監理員は、工事受注者から工事が完成した旨の通知を受けたときは、遅滞なく、工事が完成していることを確認して、管理技術者に報告しなければならない。

3 主任監理員は、検査の実施に立ち会わなければならない。

4 主任監理員は、完成検査の結果、検査員から補修又は改造を工事受注者に命じた旨の通知を受けた場合は、その補修又は改造の履行について監督しなければならない。

5 主任監理員は、工事受注者から前項の補修又は改造が完了した旨の通知を受けたときは、遅滞なく、補修又は改造が完了したことを確認して管理

技術者に報告しなければならない。

- 6 管理技術者は、第1項、第2項又は第5項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、工事受注者から提出された書類を添付して、直ちに、担当職員に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第27条 主任監理員は、災害防止その他施工上工事受注者に臨機の措置をとらせる必要があると認められるときは、直ちに、意見を付して管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その必要の有無について検討し、意見を付して担当職員に報告し、その承諾を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は自己の判断で指示し、その措置について担当職員に報告しなければならない。
- 3 主任監理員は、工事受注者から災害防止等のためにとった臨機の措置について報告を受けたときは、直ちに、その状況を調査確認し管理技術者に報告しなければならない。
- 4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その状況を担当職員に報告しなければならない。

(天災その他不可抗力による損害)

第28条 主任監理員は、天災その他の不可抗力により損害を生じたときは、直ちに、その状況を調査し管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。
- 3 主任監理員は、工事受注者から天災その他の不可抗力により、工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害を生じた旨の通知を受けたときは、直ちに、調査を行いその損害の状況を確認し、管理技術者に報告しなければならない。
- 4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その損害の状況を担当職員に報告しなければならない。

(工事目的物の損害)

第29条 主任監理員は、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害について必要と認めるときは、速やかに、その状況を管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その事実を担当職員に報告しなければならない。

(第三者に及ぼした損害等)

第30条 主任監理員は、工事の施工に伴い工事現場周辺の住民その他の第三者に損害が生じたとき又は工事現場周辺の住民その他の第三者との間に紛争が生じたときは、直ちに、その状況を調査し管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、

遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(契約履行等についての危惧)

第31条 管理技術者は、工事受注者が行う契約の履行について疑念が生じたときは、速やかに、担当職員にその理由を調査し報告しなければならない。

別添 2

技術監理部		
総括調査員	副総括調査員	調査職員

監督業務実施計画書（変更（第〇回））

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社  
支社長 〇〇 〇〇 殿

受託者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 - 〇〇 - 〇〇  
氏名 株式会社〇〇設計事務所  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

○業務名 〇〇〇〇監督業務

○履行場所 〇〇〇〇

○請負代金額・履行期間等（履歴）

No	日付	契約	実施 計画書	契約金額	履行期間	変更概要
1	R00.00.00	当初	当初	¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇	R00.00.00~R00.00.00	
2	R00.00.00	1 変	1 変	¥〇〇〇,〇〇〇	R00.00.00~R00.00.00	工期延期に伴う配員変更
3						
4						
5						
計				¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇		

○今回変更（金額・工期変更・その他）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇〇〇に伴う配員変更</li> <li>・監督員を変更</li> </ul>
---

## 1 業務一般事項

### (1) 業務の目的

以下に基づき業務を実施する。

イ 工事監督業務として、契約図書及び関係法令並びに適用基準に基づいて施工が実施されていることを確認し、対象工事の目的物を完成させる。

ロ 完成図、工事関係書類が適切に作成されていることを確認する。

### (2) 監督業務実施計画書の適用範囲

本監督業務実施計画書は、以下の対象工事に係る工事監督業務に適用する。

No	件名	請負金額 上段：当初 下段：変更後	工期 上段：当初 下段：変更後	履行場所	低入札/総合評価
1					対象外/対象

### (3) 監督業務実施計画書の適用基準等

※工事監督仕様書に記載ある基準を適用する。

### (4) 監督業務実施計画書に変更が生じた場合の処置方法

・ 監督業務実施計画書記載事項に変更の必要が生じた場合、又は内容に疑義が生じた場合については必要に応じて担当職員と協議し、承諾を受ける。

※ その他記載すべき事項がある場合は明記する。

### (5) その他特記事項

※ その他記載すべき事項がある場合は明記する。

## 2 業務工程計画

### (1) 工程計画

※ 工事实施工程表の内容を反映した具体性のある計画とする。

※ 契約後 10 日以内での策定が困難な場合は担当職員の承諾を得て、当該部分については後日提出することが出来る。

### (2) 日程表（各技術者の配員及び日程）

※ 日各技術者の配置にあたっては、工事受注者等から提出される工事の実施工程表の検討を十分に行うこと。（※工事受注者実施工程表に主たる監理項目を記入したものを添える。）

別紙でも可。

職種	職階	氏名	変更	計	令和 00 年					令和 00 年							
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
建築	主任監理員	〇〇 〇〇															
建築	監理員	〇〇 〇〇															
建築	監理員	〇〇 〇〇															
建築	監理員	〇〇 〇〇															
電気	主任監理員	〇〇 〇〇															
電気	監理員	〇〇 〇〇															
機械	主任監理員	〇〇 〇〇															





# 工事監督業務委託標準仕様書

## 第1章 総則

### 1 適用

- (1) 工事監督業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、工事に係る工事監理（建築工事、電気設備工事、機械設備工事それぞれの工事監理をいう。）及び工事監督業務委託共通仕様書(Ⅱ)に基づく工事監督業務（以下「工事監督業務」という。）を委託する場合に適用する。
- (2) 仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、工事監督仕様書の間には相違がある場合、工事監督仕様書の優先順位は、次のイからニの順序のとおりとする。
  - イ 質問回答書
  - ロ 特記仕様書
  - ハ 標準仕様書
  - ニ 共通仕様書
- (3) 受託者は、前項の規定により難しい場合又は工事監督仕様書に明示のない場合若しくは疑義が生じた場合には、担当職員と協議するものとする。

### 2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、独立行政法人都市再生機構をいう。
- (2) 「受託者」とは、工事監督業務の実施に関し、委託者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第7条に定める者をいう。
- (4) 「検査員」とは、工事監督業務の完了の検査に当たって、契約書第14条の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第8条の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「対象工事」とは、当該工事監督業務の対象となる工事をいう。
- (7) 「監督員」とは、対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、上席総括監督員、総括監督員、副総括監督員、主任監督員、監督係員及び受託者において構成される委託監督員（管理技術者、主任監理員、監理員）を総称していう。
- (8) 「工事受注者等」とは、対象工事の工事請負契約の受注者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (9) 「契約図書」とは、契約書及び工事監督仕様書をいう。
- (10) 「工事監督仕様書」とは、仕様書及び質問回答書をいう。
- (11) 「仕様書」とは、共通仕様書、標準仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において

定める資料及び基準等を含む。)を総称していう。

- (12) 「共通仕様書」とは、各工事監督業務に共通する事項を定める図書で「工事監督業務委託共通仕様書(Ⅱ)」によるものをいう。
- (13) 「標準仕様書」とは、当該工事監督業務の実施に関する標準的な事項を定めるもので、本書をいう。
- (14) 「特記仕様書」とは、当該工事監督業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書で「工事監督業務委託特記仕様書」によるものをいう。
- (15) 「質問回答書」とは、仕様書等に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
- (16) 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (17) 「監督業務処理結果報告書」とは、仕様書に定める履行の報告に係る報告書をいう。
- (18) 「書面」とは、手書き、印刷等により作成した書類をいい、発効年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、メールその他、担当職員の承諾を受けた方法により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面と差し替えるものとする。
- (19) 「指示」とは、担当職員が受託者に対し、工事監督業務の遂行上必要な事項について書面によって示すことをいう。
- (20) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- (21) 「通知」とは、委託者若しくは担当職員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは担当職員に対し、工事監督業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22) 「報告」とは、受託者が担当職員に対し、工事監督業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (23) 「申出」とは、受託者が契約内容の履行又は変更に関して、委託者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
- (24) 「承諾」とは、受託者が担当職員に対し、書面で申し出た工事監督業務の遂行上必要な事項について、担当職員が書面により了解することをいう。
- (25) 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
- (26) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (27) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (28) 「提出」とは、受託者が担当職員に対し、工事監督業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (29) 「検査」とは、契約図書に基づき、工事監督業務の確認をすることをいう。
- (30) 「打合せ」とは、工事監督業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が担当職員等又は受託者等と面談により、業務の方針、条件等又は設計内容の疑義を

正すことをいう。

- (31) 「協力者」とは、受託者が工事監督業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

## 第2章 工事監督業務の内容

工事監督業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。

### 1 一般業務

受託者は担当職員の指示に従い、以下の一般業務の項目について、監督業務実施計画書に記載した工事監督方針に基づいて行うものとする。

#### (1) 工事監理に関する業務

受託者は、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について（令和6年国土交通省告示第8号）に定められる「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、「工事と設計図書との照合及び確認」について、「設計図書に定めのある方法」及び「確認対象工事に応じた合理的方法」により確認を行う等により工事受注者等の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、工事監理を行う。

#### イ 工事監理基準の策定

- (イ) 受託者は「特に報告を求める事項」については特に留意して確認を行うものとし、工事受注者等が実施する品質管理の方法及び作成書類等を事前に確認した上で、自らの立会い及び書類確認方法の詳細、確認時期、確認頻度等について、工事受注者等と協議の上、自らの責任において決定する。

なお、工事受注者等において品質管理の方法及び作成書類等が明確になっていない場合は必要に応じて指示を行い、品質管理に関する報告書等の提出を求めることとする。

- (ロ) 上記（イ）のほか、その他の「設計図書に定めのある方法」及び「確認対象工事に応じた合理的方法」による確認については、立会い及び書類による確認時期、確認頻度、確認方法等を自らの責任において定める。
- (ハ) 上記（イ）、（ロ）に基づき実施する確認に伴い、工事受注者等より施工計画書、施工要領書、規格証明書、試験成績書、施工記録書、工事写真、その他の工事関係書類を提出させる場合の時期、頻度等については予め工事受注者等と協議を行った上で決定する。

また、立会い確認を実施する際の時期、頻度等についても同様とする。

- (ニ) 上記（イ）から（ハ）により定めた内容については、工事監理基準として監督業務実施計画書に添付し担当職員の確認を受ける。

#### (ホ) 工事監理基準変更の場合の協議

工事監理基準に変更の必要が生じた場合、担当職員と協議する。

#### ロ 工事監督方針の説明等

##### (イ) 工事監督方針の説明

当該業務の着手に先立ち受託者は工事監督方針（工事監理体制、工事監理

基準、その他工事監督の方法等)について記載された監督業務実施計画書を作成し、担当職員に提出し、確認を受ける。

(ロ) 工事監督方針変更の場合の協議

工事監督方針に変更の必要が生じた場合、担当職員と協議する。

ハ 設計図書の内容の把握等

(イ) 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、担当職員に報告する。

(ロ) 質疑書の検討

工事受注者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ)確保の観点から技術的に検討し、その結果を担当職員に報告する。

ニ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

(イ) 施工図等の検討及び報告

i 設計図書の定めにより工事受注者等が作成し、提出する施工図(現寸図、躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。

ii iの検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。

iii iiの結果、工事受注者等が施工図、製作見本、模型、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、i、iiの規定を準用する。

(ロ) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

i 設計図書の定めにより工事受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等(当該材料、機器等に係る製造者及び専門事業者を含む。)及びそれらの見本に関し、工事受注者等に対して事前に指示すべき内容を担当職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。

ii iの検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。

iii iiの結果、工事受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、i、iiの規定を準用する。

ホ 工事と設計図書との照合及び確認

工事受注者等が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事

受注者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。

へ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

- (イ) ホの結果、工事が設計図書のとおりを実施されていると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。
  - (ロ) ホの結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所がある場合、又は担当職員から適合していない箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。
  - (ハ) 工事受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を担当職員に報告する。
- (二) (ハ)の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、(イ)、(ロ)、(ハ)の規定を準用する。

ト 監督業務処理結果報告書等の提出

- (イ) 工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、その他、担当職員から求めがあった場合は監督業務処理結果報告書及び担当職員が指示した書類等の整備を行い、担当職員に提出する。

(2) その他の業務

イ 工程表の検討及び報告

- (イ) 工事請負契約の定めにより工事受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。
- (ロ) (イ)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。
- (ハ) (ロ)の結果、工事受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、(イ)、(ロ)の規定を準用する。

ロ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

- (イ) 設計図書の定めにより工事受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。
- (ロ) (イ)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事受注者等に対して修正を求めその他必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。
- (ハ) (ロ)の結果、工事受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、

(イ)、(ロ)の規定を準用する。

ハ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

(イ) 工事と工事請負契約との照合、確認及び報告

- i 工事受注者等が行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。
- ii iの検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は担当職員から適合していない箇所を示された場合には工事受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を担当職員に報告する。
- iii 工事受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を担当職員に報告する。
- iv iiiの結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、i、ii、iiiの規定を準用する。

(ロ) 工事請負契約に定められた指示、検査等

- i 工事監督仕様書に定められた試験、立会い、確認、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を担当職員に報告する。また工事受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。
- ii 受託者は、工事の履行途中において、品質管理に係る監督員検査（工事関係書類の確認を含む。）を行い、工事受注者への指導並びに指導是正後の確認を行うこと。具体的実施方法及び時期については、別記「新築工事に係る監督員検査の実施時期の目安について」を確認のうえ、建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の7に規定する重要事項説明のうち「工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施状況に関する報告の方法」及び別冊3様式2「業務実施計画書」の9「施工管理計画」及び13「実施日程表」に記載すること。

(ハ) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

工事受注者等の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、担当職員に報告し、担当職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

ニ 関係機関の検査の立会い等

関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき担当職員に報告する。

ホ その他

その他の業務内容については、特記仕様書による。工事監督業務に付随する一般業務として、受託者は担当職員の指示に従い、監督業務実施計画書に記載した工事監督方針に基づいて行うものとする。

## 2 追加業務

追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受託者は担当職員の指示に従い、監督業務実施計画書に記載した工事監督方針に基づいて行うものとする。

## 第3章 業務の実施

### 1 適用基準等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。
- (2) 適用基準等として定められているものについては、原則、受託者の負担において備えるものとする。

### 2 担当職員

- (1) 委託者は、工事監督業務における担当職員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 担当職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

### 3 提出書類

- (1) 受託者は、委託者が指定する書類等については、定められた様式※等により、契約締結後に関係書類を、担当職員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。  
※ 工事関係書類に関しては「建設工事等事務取扱要領（平成16年版）」による。そのほか、別途事務連絡等による。
- (2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

### 4 打合せ及び記録

- (1) 工事監督業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と担当職員は常に密接な連絡をとり、工事監督方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（業務打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 工事監督業務着手時及び特記仕様書に定める時期において、管理技術者と担当職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（業務打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 受託者は工事受注者等との打合せ内容について書面（業務打合せ記録簿）に記録し、速やかに担当職員に提出しなければならない。

### 5 監督業務実施計画書

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内に監督業務実施計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。
- (2) 監督業務実施計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。  
イ 業務一般事項

- ロ 業務工程計画
- ハ 業務体制
- ニ 工事監督方針
- ホ 工事監理基準

上記事項のうちロ（業務工程計画）については、対象工事の工事受注者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、ニ（工事監督方針）及びホ（工事監理基準）の内容については、事前に担当職員の承諾を得なければならない。

- (3) 受託者は、監督業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度担当職員に変更監督業務実施計画書を提出しなければならない。
- (4) 担当職員が指示した事項については、受託者は更に詳細な監督業務実施計画に係る資料を提出しなければならない。

## 6 資料の貸与及び返却

- (1) 担当職員は、特記仕様書において貸与すると定める図面及び適用基準等並びにその他関連資料（以下「貸与資料」という。）を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに担当職員に返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、特記仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

## 7 関係機関への手続き等

- (1) 受託者は、工事監督業務の実施に当たっては、委託者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受託者は、工事監督業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が、関係機関等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を担当職員に報告する。

## 8 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、工事監督業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

## 9 再委託

契約書第6条第2項の規定により、あらかじめ委託者の承諾を受け業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせることができるものは特記仕様書による。

以 上

総括 監督員	副総括 監督員	担当 職員

## 監督業務処理結果報告書（第〇回中間・完了検査）

### 1 監督業務処理結果報告書（概要）

- ・ 業務件名 : ○○○○建設その他工事監督業務
- ・ 契約工期 : (当初) 令和 00 年 00 月 00 日～令和 00 年 00 月 00 日まで  
(変更) 令和 00 年 00 月 00 日～令和 00 年 00 月 00 日まで
- ・ 履行場所 : ○○県○○市○○ ○ - ○ - ○
- ・ 受託者名 : 株式会社 ○○設計事務所
- ・ 委託監督員名

監理技術者	職 種	氏 名
主任監理員	建 築	○ ○ ○ ○
	電 気	○ ○ ○ ○
	機 械	○ ○ ○ ○
監理員	建 築	○ ○ ○ ○
	建 築	○ ○ ○ ○
	建 築	○ ○ ○ ○
	電 気	○ ○ ○ ○
	機 械	○ ○ ○ ○

### ・ 書類目次

書類名称	中間検査 時	完了検査時	備考
監督業務処理結果報告書（概要）	○	○	本紙
工事監理業務結果報告書	○	○	検査対象期間分
監督業務出来高一覧表	○	○	
監督業務処理結果報告書（日報）	○	○	
業務打合せ記録簿		○	
報告書4連		○	
法令等に基づく届出等チェックリスト	○	○	



(2) 工事監理基準に基づく確認報告（特に報告を求める事項）（例）

請求に係る工事工程に関する確認結果を報告する。

区分	監理項目	確認内容	確認者/ 確認日	指摘者/ 指摘日/	指摘事項	対策・ 処理内容	確認者/ 確認日
一 ・ 二 般 共 通 事 項	工事受注者の品質管理	工事受注者の品質管理方法等の確認	〇〇 / 〇〇/〇〇	△△ / 〇〇/〇〇	〇〇を確認のこと	鉄筋工事に係る確認頻度を修正	〇〇 / 〇〇/〇〇
	契約に関する届出書類	着工時提出書類等の確認（現場代理人届他）					
	実施工程表	実施工程表の確認（生産工程表により、製品製作予定、検査予定、進捗率等の確認）					
	総合施工計画書	総合的な計画をまとめた総合施工計画書、全体施工計画書の確認					
	施工体制	施工体制台帳、施工体系図の確認					
		下請負人届、下請負人一覧表の確認（建設業許可年月日の有効期限等確認）					
	材料の規格（限定を受けた材料を含む）	使用材料報告書の確認					
	材料の品質、性能	試験成績書、規格証明書、機材の品質・性能基準、機材の判定基準等の確認					
	ホルムアルデヒド等の発散	室内環境測定計画書の確認					
		室内環境測定報告書の確認					
	限定を受けた工法	自主検査記録、試験成績書、規格証明書等に係る書類確認					
	施工図、製作図	躯体の取合いについて、躯体図、鉄骨図で躯体寸法及び納まりの確認					
		内装の取合いについて、平面詳細図で確認					
		建築・電気・機械の取合いについてプロット図又は総合図で確認					
その他の製作図の確認（ALC、ECP、タイル割、石割、造作、建具、製作金物、浴室ユニット、キッチンユニット、家具ほか）							
完成図	完成工事との整合を確認						

※ 対象となる部分の工事監理基準の内容について作成・提出する。（別添併用可）

※ 着工時に提出した工事監理基準の内容について報告を行う。（別途添付としてもよい）

～ 以下省略 ～

(3) 工事監理基準に基づく確認報告（その他の事項）（例）

別添 3-1～3-5：

- ・ 工事監理基準に基づく確認報告（当該部分）（参考様式）
  - ・ 工事写真、確認部位関係図面、その他資料（図面等必要に応じて）
- ※工事監理基準と整合の取れた報告様式とする。  
…工事監理基準を加工して併用することも可

以上

### 3 出来高一覧表

業務名 : ○○○○建設その他工事監督業務

対象業務期間 : 令和 00 年 00 月 00 日～令和 00 年 00 月 00 日

監理員名	職階	第 1 回中間払		第 1 回中間払		第 1 回中間払		完了払	
		R00.00.00		R00.00.00		R00.00.00		R00.00.00	
		計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施
建築 ○○ ○○	主任	00	00	00	00	00	00	00	00
	監理員	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00
建築 ○○ ○○	主任	00	00	00	00	00	00	00	00
	監理員	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00
電気 ○○ ○○	主任	00	00	00	00	00	00	00	00
	監理員	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00
機械 ○○ ○○	主任	00	00	00	00	00	00	00	00
	監理員	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00	00	1日→00 半日→00
	主任		1日→ 半日→		1日→ 半日→		1日→ 半日→		1日→ 半日→
	監理員								
	主任		1日→ 半日→		1日→ 半日→		1日→ 半日→		1日→ 半日→
	監理員								
	主任		1日→ 半日→		1日→ 半日→		1日→ 半日→		1日→ 半日→
	監理員								
計		00	00 1日→00 半日→00	00	00 1日→00 半日→00	00	00 1日→00 半日→	00	00 1日→00 半日→00
累計		00	00 1日→00 半日→00	00	00 1日→00 半日→00	00	00 1日→00 半日→	00	00 1日→00 半日→00

管理技術者	主任監理員

※確認した者が押印

#### 4 業務処理結果報告書（日報）

- 対象業務期間：令和 00 年 00 月 ※対象月を記入
- 従事者名：(主任監理員・監理員) ○○ ○○ ※業務を実施した者の名前を記入

業務月日	業務内容③		人工
	午前	午後	小計(日)
R02.04.01(水) ※日付を入力			①
R02.04.02(木)			
R02.04.03(金)			
R02.04.06(月)			
R02.04.07(火)	<p>①当該日の人工小計を記載            ②当該月の人工合計を記載            …当該資料は監督業務実施計画書の監督員の配員計画との突合に            使用します。            ③業務内容には実際に行った業務を具体的に記述する            ※業務未実施の場合は空欄または非表示にする            ※文字は最少 8pt とし、記載不要欄を非表示にする等工夫して            レイアウトすること</p>		
R02.04.08(水)			
R02.04.09(木)			
R02.04.10(金)			
R02.04.13(月)			
R02.04.14(火)			
R02.04.15(水)			
R02.04.16(木)			
R02.04.17(金)			
R02.04.20(月)			
R02.04.21(火)			
R02.04.22(水)			
R02.04.23(木)			
R02.04.24(金)			
R02.04.27(月)			
R02.04.28(火)			
※重要な事項等については補助用紙に記載		合計(月)	②

## 5 業務処理結果報告書（補助用紙）

- ・ 業務名 : ○○○○建設その他工事監督業務
- ・ 受託者名 : 株式会社○○設計事務所

管理 技術者		主任 監理員		監理員	
業務内容					

6 業務打合せ記録簿

総括監督員	〇〇〇〇※	〇〇〇〇※	管理技術者	主任監理員	監理員

※決裁者は適宜修正すること

打合せ内容	協 <del>議</del> 議 ・ 承 <del>諾</del> 諾 ・ 指 示
業務名	〇〇〇〇建設その他工事監督業務
受託者	株式会社〇〇設計事務所
打合せ日時	令和 00 年 00 月 00 日 (〇) 00 : 00 ~ 00 : 00
出席者	(株)〇〇設計事務所 ・〇〇 〇〇 ・〇〇 〇〇 (株)〇〇建設 ・〇〇 〇〇 ・〇〇 〇〇

項目	内容
(備考)	

補助用紙共 00 枚

No.00

## 7 報告書・協議書

(工事現場説明書様式に準ずる)

※当該様式を用いて業務を実施した場合は添付する

以 上